

平成 17 年 度

都市・地域整備局関係予算概要

平成 17 年 1 月

国土交通省都市・地域整備局

目 次

I. 平成17年度予算の骨子

1. 基本方針	1
2. 重点事項	4
3. 事業の重点化・効率化	28
4. 国庫補助負担金の見直し	33
5. 特殊法人改革への対応	34
6. 「政策群」の取組み	35
7. 平成17年度都市・地域整備局関係予算事業費・国費総括表	36
8. 平成17年度都市・地域整備局関係財政投融资計画等総括表	40
9. 平成17年度都市・地域整備局関係予算成果目標別総括表	42
10. 平成17年度都市・地域整備局関係予算重点4分野別総括表	44

II. 事業別予算概要

1. 下水道事業の推進	46
2. 都市公園等事業の推進	49
3. 街路事業の推進	52
4. 市街地再開発事業の推進	55
5. 都市再生推進事業の推進	58
6. 土地区画整理事業の推進	59
7. 民間都市開発推進機構	62
8. 独立行政法人都市再生機構	63
9. 首都高速道路公団・阪神高速道路公団	64
10. 独立行政法人奄美群島振興開発基金	65
11. 都市整備に係る融資（都市開発資金貸付制度）	66

III. 事業別予算額

1. 平成17年度都市環境整備事業費予算額	67
2. 平成17年度下水道事業費予算額	68
3. 平成17年度都市公園等事業費予算額	69
4. 平成17年度街路事業費予算額	70
5. 平成17年度特定地域振興対策関係予算額	71
6. 平成17年度都市開発資金予算額	72
7. 平成17年度行政経費予算額	73

I. 平成17年度予算の骨子

1. 基本方針

(1) 基本的考え方

「美しく、快適で、安全なまち」は、国民の日常生活や経済活動にとって欠くことのできない基本的な社会基盤であり、このようなまちの形成を目指して、都市の整備、地域の振興のための各種施策を展開してきているところである。

最近、我が国全体としては景気回復の兆しがみえてきたが、一方、長期の景気低迷のため大きな痛手を受けた地域の再生への取り組みが大きな課題となっている。地域の再生を実現するためには、地域の特性、地域を取り巻く経済社会環境の変化、住民のニーズ等を的確に捉え、地域自らの創意工夫に満ちた再生への取り組みを推進していくことが必要であり、また、観光立国の推進に向けた取り組みも重要な課題になっている。

我が国の都市は、災害に対して脆弱であり、また、生活の質の面からもさまざまな課題に直面しており、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを実現することが必要である。

さらに、離島、半島地域などの特定地域の振興について、重点的・効率的な支援策を講じ、地域の自主性・主体性を活かした地域経済の活性化と地域の自立促進を図る必要がある。

事業の実施にあたっては、事業のさらなる連携を進めるとともに、地方公共団体の自主性・裁量性を高めるような助成制度の活用、時間管理概念の徹底、事業コストの一層の縮減等を促進し、成果目標の達成に向けて、効率的な施策展開を図る。

(2) ポイント

① 重点事項

1) 地域再生・都市再生の推進

(まるごと)

1. まち再生総合支援プランの創設 (p. 4 参照)

- ・民間資金誘導の新たな仕組み～まち再生総合支援事業の創設
- ・まちづくり交付金による支援措置の拡充
- ・民間が行う市街地開発事業の迅速化・円滑化
- ・駅まち協働事業の創設

2. 地方の自主性を活かした取り組みへの支援 (p. 10 参照)

- ・汚水処理施設整備交付金制度の創設
- ・地方道路整備臨時交付金制度の運用改善

2) 安全・安心で暮らしやすい社会の実現

1. 安全なまちづくりの推進 (p. 12 参照)

- ・防災公園等の整備のより一層の推進
- ・浸水被害緊急改善下水道事業の拡充等による都市の浸水対策の推進
- ・密集市街地等における都市防災の一層の推進
- 2. **安心で暮らしやすい社会の実現（バリアフリー化の推進）（p. 15参照）**
 - ・LRT（次世代型路面電車システム）の整備の推進
 - ・踏切スムーズ総合事業の推進
- 3. **潤いある水環境の実現（p. 17参照）**
 - ・高度処理共同負担事業の創設等による公共用水域の水質の保全
 - ・合流式下水道の緊急的改善
- 4. **緑豊かな都市環境の形成（p. 19参照）**
 - ・「緑の回廊構想」の推進と緑地環境整備総合支援事業の拡充
 - ・景観重要建造物等と一体となった都市公園の整備の推進
- 5. **防災集団移転促進事業（p. 21参照）**

3) 活力ある地域の実現

1. **地域の資源や創意工夫を活かした自立的振興の確保（p. 22参照）**
 - ・離島地域の振興
 - ・奄美群島・小笠原諸島の振興
 - ・半島地域の振興
 - ・豪雪地帯の振興 等
2. **大都市圏の整備の推進（p. 27参照）**
 - ・大都市圏計画の推進 等

② 事業の重点化・効率化

- 1) 政策評価による事業の推進（p. 28参照）
- 2) 事業の重点化（p. 29参照）
- 3) 時間管理概念による事業の推進（p. 30参照）
- 4) PFI事業の推進（p. 31参照）

③ 国庫補助負担金の見直し（p. 33参照）

④ 特殊法人改革への対応（p. 34参照）

⑤ 政策群の取組み（p. 35参照）

(3) 主要連携施策

- ① 汚水処理施設整備交付金制度の創設（p. 10参照）
- ② 踏切スムーズ総合事業（p. 16参照）
- ③ 「緑の回廊構想」の推進（p. 19参照）

(4) アウトカム指標に基づく施策の推進

社会資本重点計画法の制定等を踏まえ、アウトカム目標・指標に沿った施策の展開を図る。

<公共事業関係費>

(単位：国費、億円)

区 分	H17予算額	前年度予算額	倍率
暮らし	6,908	6,993	0.99
○住環境、都市生活の質の向上	5,991	6,007	1.00
○良質で安全な水の安定した利用の確保	506	538	0.94
安 全	2,185	2,107	1.04
○水害等による被害の軽減	1,646	1,598	1.03
○地震・火災による被害の軽減	539	510	1.06
環 境	1,761	1,757	1.00
○良好な自然環境の保全・再生・創出	150	161	0.93
○良好な水環境への改善	1,407	1,393	1.01
活 力	526	631	0.83
○国際競争力等の確保・強化	178	225	0.79
○地域間交流・観光交流等内外交流の推進	332	387	0.86
共通の政策課題	213	221	0.97
○IT革命の推進	213	221	0.97
合 計	11,593	11,709	0.99

(注)1. 詳細は、p. 42～43に掲載している。

2. ○印は主な政策目標である。

(5) 重点4分野への重点化

「基本方針2004」に掲げられた重点4分野への重点化を進め、政策効果の高い事業・施策に絞り込んで集中的に実施する。

<公共事業関係費>

(単位：国費、億円)

区 分	H17予算額	前年度予算額	倍率
個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方	10,620	10,205	1.04
公平で安全な高齢化社会・少子化対策	655	701	0.93
循環型社会の構築・地球環境問題への対応	4,334	4,364	0.99
人間力の向上・発揮—教育・文化・科学技術 IT	229	268	0.86
合 計	15,838	15,538	1.02
(重点4分野シェア)	(92.2%)	(88.2%)	(4%増)

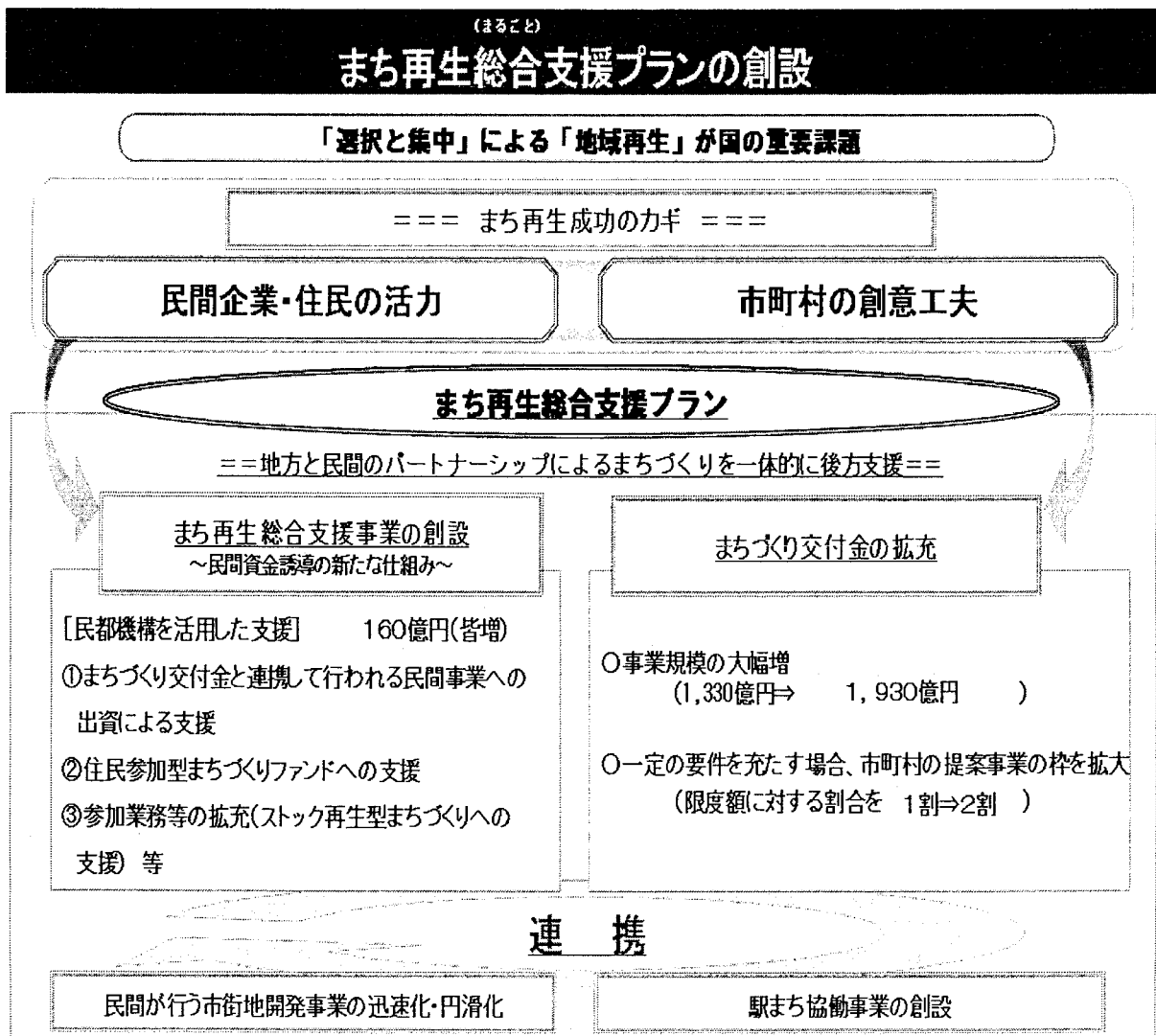
(注)詳細は、p. 44～45に掲載している。

2. 重点事項

(1) 地域再生・都市再生の推進

1) まち再生^(まるごと)総合支援プランの創設

地方と民間のパートナーシップによるまちづくりを一体的に後方支援するため、民間資金誘導の新たな仕組み、まちづくり交付金の拡充、民間が行う市街地開発事業の迅速化・円滑化及び駅まち協働事業の創設といった支援措置をパッケージ化した「まち再生総合支援プラン」を創設し、地域に対する施策の「選択と集中」による地域全体の再生を推進する。



① 民間資金誘導の新たな仕組み～まち再生総合支援事業の創設(まるごと)

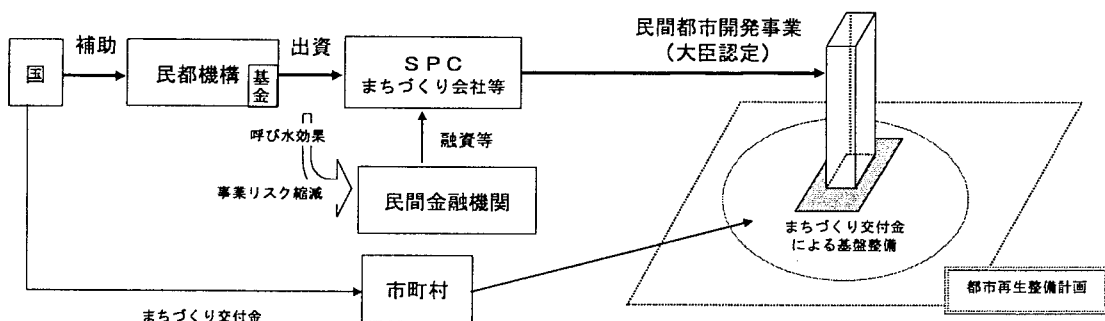
都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、まちづくり交付金と連携した民間都市開発プロジェクトへの出資や、住民参加型まちづくりファンド支援、ストック再生型まちづくりへの支援など、まち再生のために民間資金を誘導する新たな仕組みを創設する。

事業費 160億円(皆増)、国費 160億円(皆増)



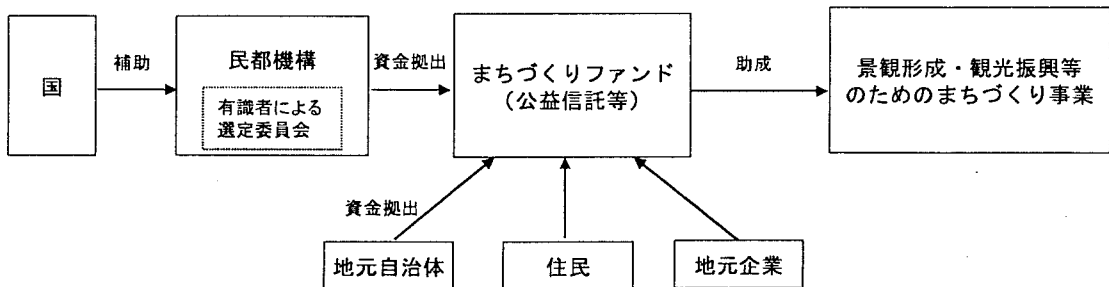
○ 「まち再生出資業務」の創設

市町村が行うまちづくり交付金と連携して行われ、都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援する制度を創設する。



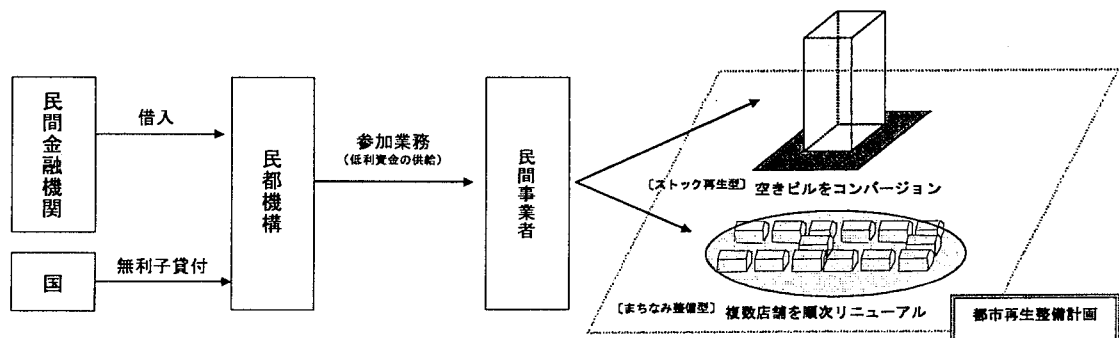
○ 「住民参加型まちづくりファンド支援業務」の創設

地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンドに対して、民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行う。



○ 「参加業務」等の拡充（ストック再生型まちづくりへの支援）

民間都市開発推進機構の参加業務等について、都市再生整備計画の区域内において、遊休化した施設を地域再生のため新しい床需要に対応した新たな用途の建築物に改修（コンバージョン）する事業や、まちづくり会社が商店街の複数の空き店舗を順次リニューアルする事業等新たな資金需要に対応するための要件の見直しを行う。



施策効果

まちづくり交付金の活用等によるまちづくりに、民間プロジェクトを誘導することにより、地方と民間のパートナーシップによるまちづくりで地域再生を強力に推進することが期待される。

② まちづくり交付金による支援措置の拡充

地域の創意工夫を活かした「まちの再生」を推進するため、事業規模の拡大を図るとともに、市町村の提案をより一層事業等に活かすことができるよう、次に該当する事業について、交付限度額算定の基礎となる額に対する市町村の提案による事業等（以下、「提案事業」という。）の割合を現行の1割から2割に引き上げる。

- 公共公益施設の整備にかかる事業（以下、「基幹事業」という。）に代えて提案事業を実施することにより、まちづくりの目標がより効率的・効果的に実現される事業。
- 地域振興に貢献する事業（民間事業者等の民間まちづくり主体との協働や、基幹事業と提案事業との相乗効果により当該地域の産業振興及びそれらを通じた雇用の促進が図られる等）。

事業費 4,850億円（1.47倍）、国費 1,930億円（1.45倍）

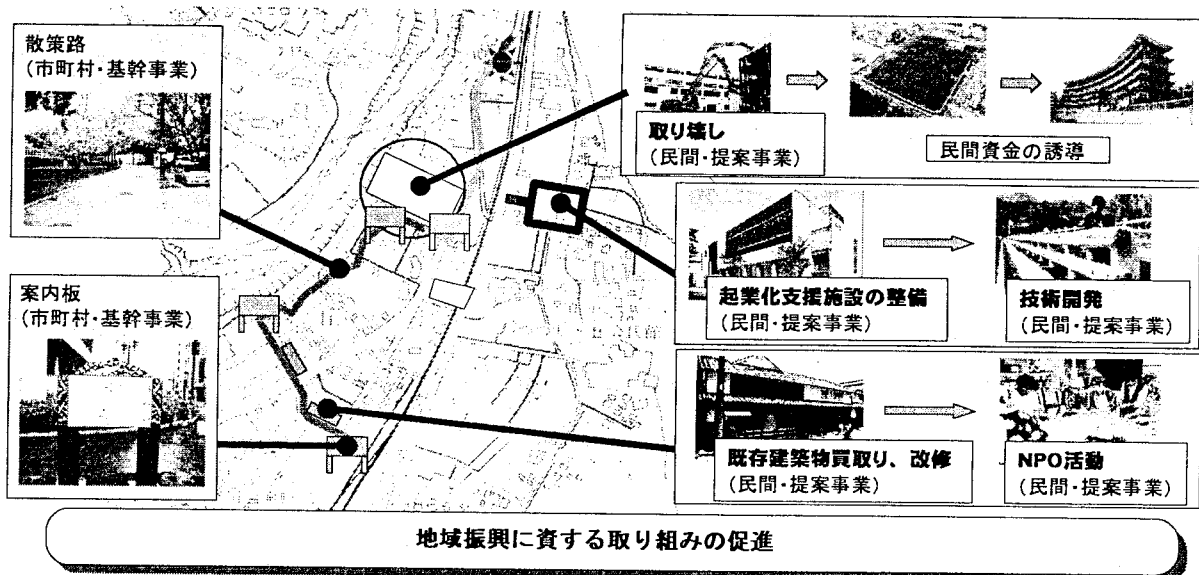
まちづくり交付金による支援措置の拡充

市町村の提案事業の枠を拡大（限度額に対する割合を倍増(全体の1割→2割)に！）

まちづくりと一体となった地場産業の育成

コミュニティビジネスの促進

都市開発に係る民間投資の拡大



施策効果

まちづくりの目標実現のためには、市町村の自主性・裁量性を最大限発揮することが、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりに寄与することとなる。また、市町村が策定した都市再生整備計画に基づき、総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果、波及効果が得られることが想定されるため、全国の地域再生・都市再生をより効率的に推進することが期待される。

③ 民間が行う市街地開発事業の迅速化・円滑化

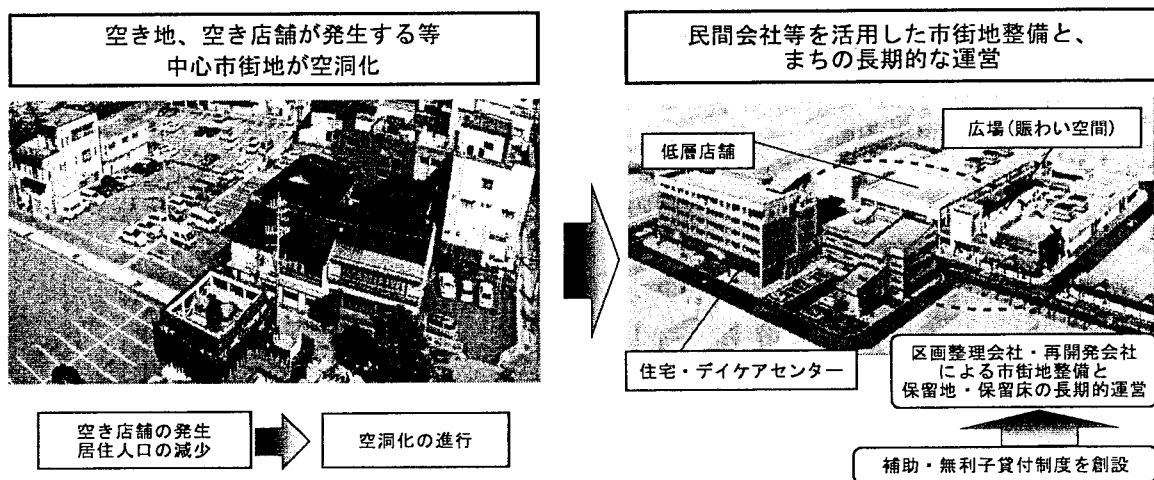
地域再生・都市再生に資するまちづくりの推進のため、土地区画整理事業・市街地再開発事業について、民間のノウハウや資力・信用を活用した民間主体による持続的なまちづくりを支援する。

○ 民間会社等を活用した市街地整備の推進

土地区画整理事業の施行者に、地権者がノウハウ等を有する民間事業者と共同で設立する区画整理会社（仮称、以下同じ）を追加し、この会社を補助及び無利子貸付の対象に追加する。

○ 民間主体によるまちの長期的な運営

民間主体による持続的なまちづくりを支援するため、区画整理会社・再開発会社による保留地・保留床の管理処分に対して無利子貸付制度を拡充するとともに、市街地再開発事業におけるコーディネート支援の拡充を図る。



○ 停滞している民間事業の再生

地価低迷等の中で停滞している組合施行の事業について、債務処理とあわせて事業を再生するため、事業計画を抜本的に見直した後の事業実施に対して無利子貸付制度を拡充する。

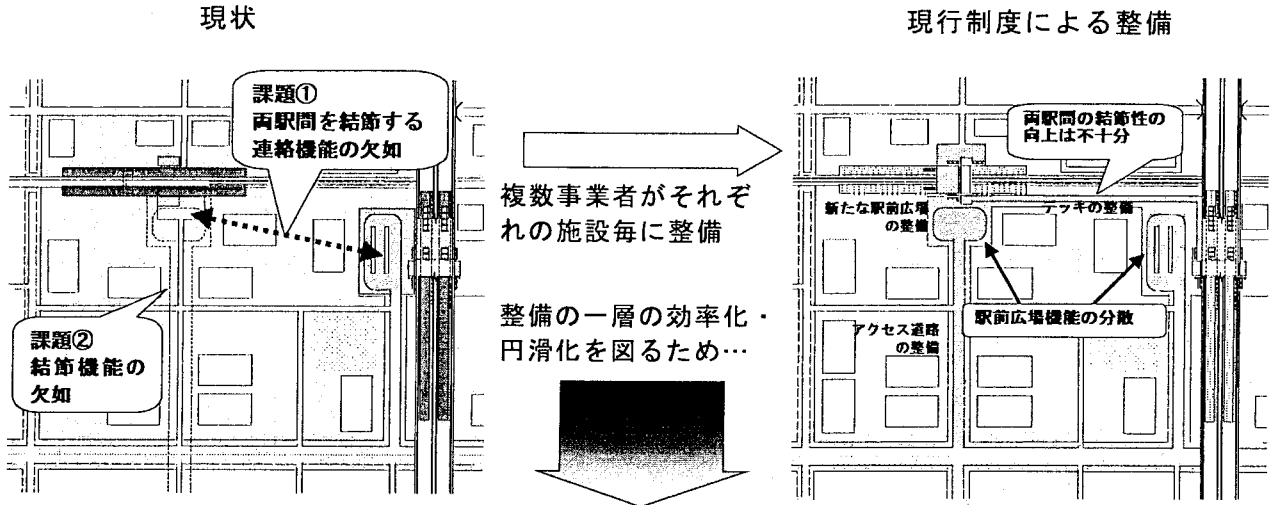
施策効果

- ◎ 民間による土地区画整理事業・市街地再開発事業を推進することにより、地域再生・都市再生に資するまちづくりが促進される。
- ◎ 都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量
800ha (H14) → 1,250ha (H15) → 2,500ha (H19)
- ◎ 都市機能更新率（建築物更新関係）31.8% (H15) → 36% (H20)

④ 駅まち協働事業の創設

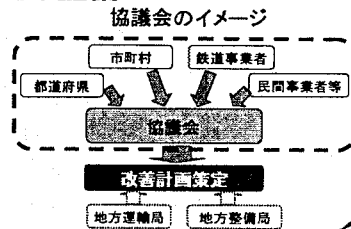
交通拠点の整備を効率的かつ円滑に進めるため、地方公共団体や鉄道事業者等で構成する協議会が全体計画を策定し、事業を実施する。その協議会に対し総合的、一体的な支援を図る「駅まち協働事業」を創設する。

【交通拠点の整備のイメージ】

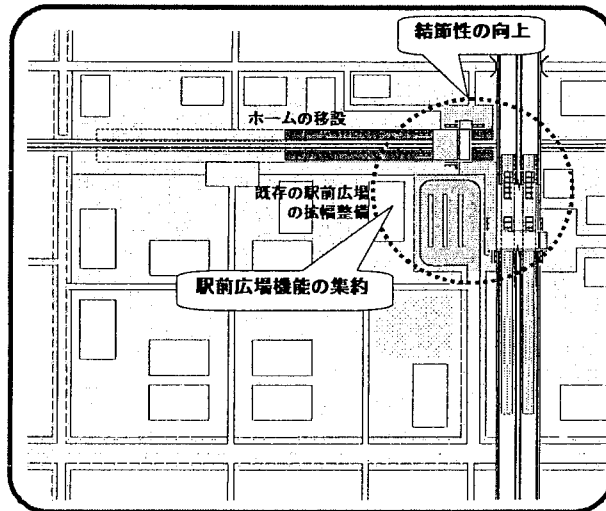


駅まち協働事業による交通拠点の総合的・一体的な整備

- ① 関係者(都道府県、市町村、鉄道事業者等)による協議会の設置
- ② 協議会が施設ごとではなく全体として最適な計画を策定
- ③ 現行の補助制度で算定される施設整備費を上限として補助対象に鉄道施設等の移設・改築を追加
- ④ 最適な計画の実現のため、補助金の交付対象に協議会を追加



駅まち協働事業による整備



施策効果

- ◎ 利用者にとって最適な交通拠点の整備による乗り継ぎ利便性の向上
- ◎ 限度額方式の採用による合理的な計画策定の実現
- ◎ 柔軟な事業進捗の調整による事業期間の短縮
- ◎ 拠点性の向上による中心市街地の賑わいの創出

2) 地方の自主性を活かした取組みへの支援

① 汚水処理施設整備交付金制度の創設

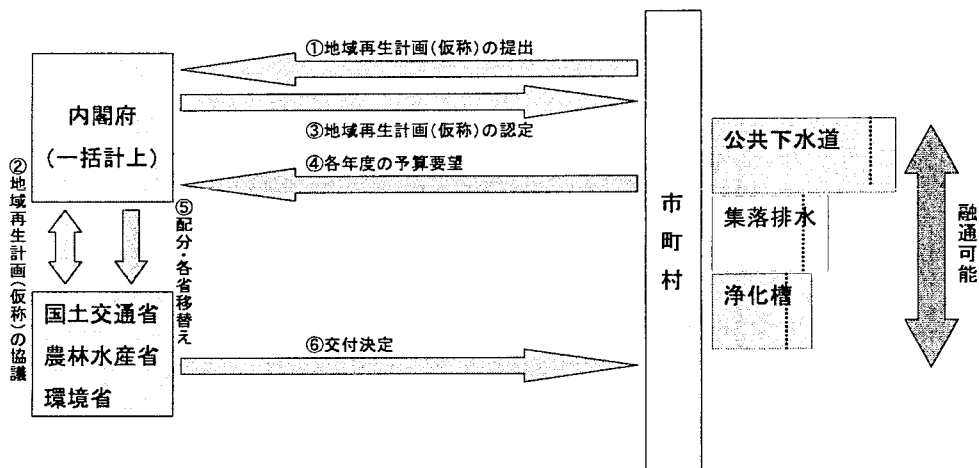
「地域再生のための基本指針（平成15年12月19日、地域再生本部決定）」、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」（平成16年5月27日、地域再生本部決定）等を踏まえ、地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度の改革を行い、国土交通省、農林水産省、環境省所管の汚水処理施設の整備を相互に事業進度を調整しながら整備し、効率的な汚水処理施設の普及促進を図ることができる「汚水処理施設整備交付金制度」を創設する。

国 費 300億円（皆 増）〔交付金化額：内閣府に一括計上〕

【制度の概要】

地域再生計画（仮称）に基づいて、各省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うために、予算を内閣府に一括計上した上で施設所管省に移し替えて、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な交付金制度。

- 汚水処理施設整備交付金は、内閣府が認定した地域再生計画（仮称）に基づく汚水処理事業に充当
- 予算は内閣府に一括計上され、事業所管各省に移替え後、執行
- 地域再生計画（仮称）の申請や各事業の予算要望の窓口は内閣府と事業所管各省が連携し、ワンストップ化を実現
- 各事業の進捗状況の変化に対応して、事業間での融通や年度間の事業量の変更が可能



施策効果

- ◎ 下水道処理人口普及率 65%（H14）→67%（H15）→72%（H19）
- ◎ 汚水処理人口普及率 76%（H14）→78%（H15）→86%（H19）

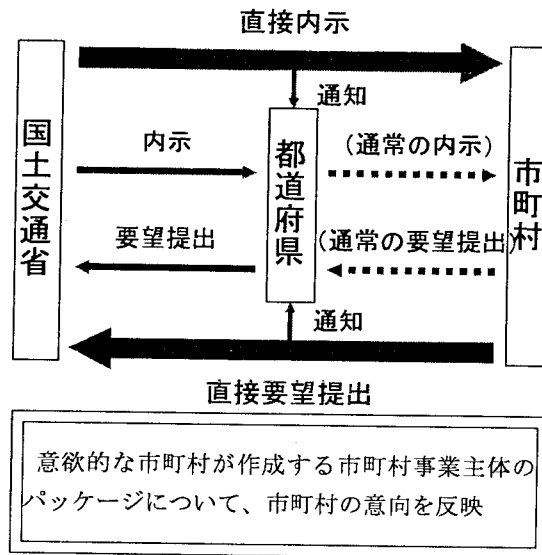
② 地方道路整備臨時交付金制度の運用改善

地方道路整備臨時交付金については、平成16年度より地方公共団体の裁量を大幅に拡大し、地方にとってより使い勝手がよく高い成果を上げられる制度へと改善したところである。

平成17年度は、地域再生等に資する事業を重点的に支援するとともに、より地方の自主性を活かした制度への改善を図るため、意欲ある市町村との直接要望・内示手続きの導入や、要素事業あたり単年度事業費の上限の引き上げ、国費執行に関する年度間自由度の向上を行う。

- 意欲ある市町村との直接要望・内示手続きの導入
意欲ある市町村の意向を反映するため、直接要望・内示手続きを導入する。
- 要素事業あたり単年度事業費の上限の引き上げ
地方の裁量性を高めるため、要素事業あたりの単年度事業費の上限を引き上げる〔改正前5億円→改正後25億円（やむを得ないと認められる場合は5倍の額）〕。
- 国費執行に関する年度間自由度の向上
事業進捗に応じ年度間で国費・地方費の割合を調整するしくみを導入する。

【市町村の直接要望の手続き】



施策効果

- ◎ 複数の市町村にまたがるような広域的なエリアで、観光、高度医療の充実、市町村合併の支援など、地域の課題に対応する道路整備を促進することにより、地域再生等を推進することが期待される。

(2) 安全・安心で暮らしやすい社会の実現

1) 安全なまちづくりの推進

① 防災公園等の整備のより一層の推進

都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを実現するため、都市再生プロジェクトである国営東京臨海広域防災公園の整備の推進をはじめ、地震災害時に避難地・防災拠点等となる都市公園等の緊急的な整備を促進する。

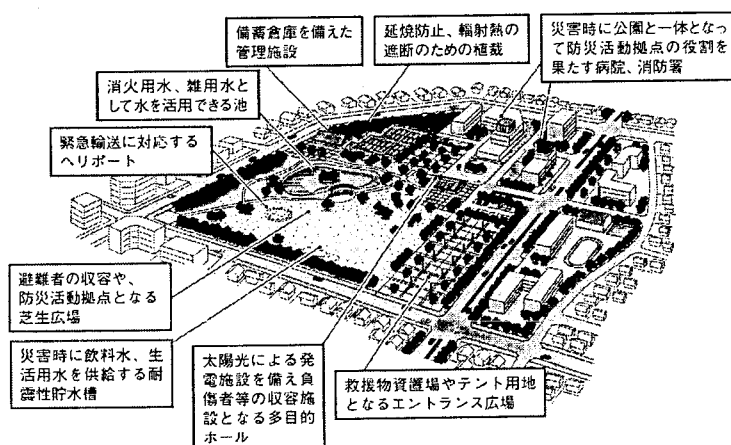
事業費 1,103億円(1.01倍)、国費 477億円(1.07倍)

城北中央公園(東京都練馬区・板橋区)等

○ 地震災害時の避難地・防災拠点等の確保

地震防災対策強化地域等や住宅が密集し震災・大火の危険性が高い既成市街地等において、地震災害時の避難地・防災拠点等となる防災公園を緊急的に整備し、都市の防災機能の強化を図る。

【防災公園のイメージ】



○ 防災公園街区整備事業の推進

地震災害等に対し脆弱な構造となっている大都市地域等の既成市街地において、地方公共団体の要請により独立行政法人都市再生機構が防災公園の整備と周辺市街地の改善を一体的に行い、都市の構造的な防災機能の強化を図る。

施策効果

◎一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合
約9%(H14)→約10%(H15)→約25%(H19)

② 浸水被害緊急改善下水道事業の拡充等による都市の浸水対策の推進

地下空間利用が高度に発達している地区等において小規模な貯留施設等の整備を支援する制度の適用期間の延長や、都道府県による複数市町村に跨る広域的な浸水対策の実施等により、都市の浸水対策を効率的かつ効果的に推進する。

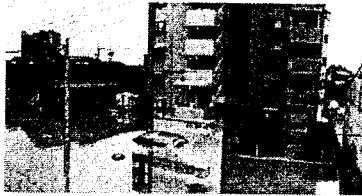
事業費 3,302億円(1.03倍)、国費 1,646億円(1.03倍)

福岡市公共下水道等

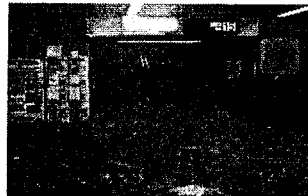
○ 浸水被害緊急改善下水道事業の拡充

緊急的な浸水対策が必要な地域において、地域の状況を十分に踏まえた上で、ローカルルールを導入による整備手法の選定を行うなど、より効果的かつ効率的な浸水対策を図る。そのため、平成12年度より5年間以内に「浸水被害対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体にのみ適用した地区要件を、平成17年度より5年間以内に「浸水被害対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体にも適用できることとする。

近年頻発する局所的豪雨による水害



H12 東海豪雨



H15 福岡豪雨

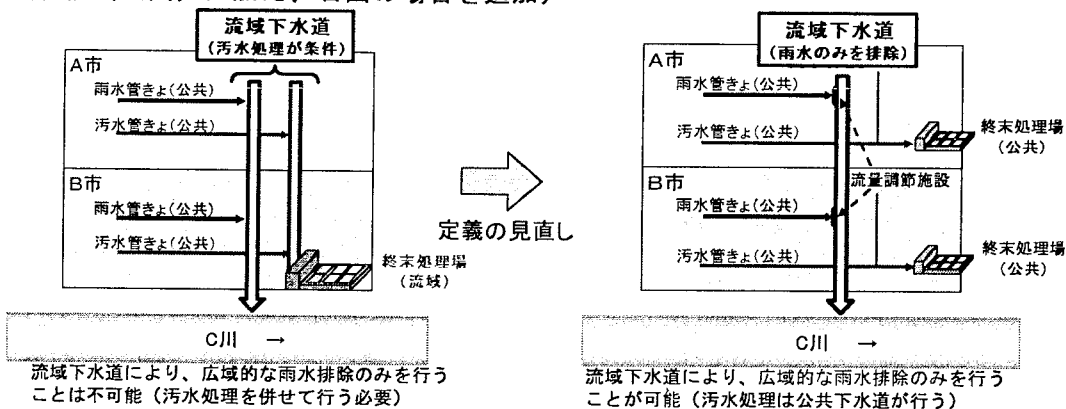


H16 都内集中豪雨

○ 広域的な浸水対策の推進

地形的な状況等から複数市町村に跨って広域的な浸水対策が必要な地域において、都道府県が事業主体となった効果的かつ効率的な浸水対策を実施する。

(従前(左図)に加え、右図の場合を追加)



施策効果

- ◎ 下水道による都市浸水対策達成率 50.6% (H14) → 51.2% (H15) → 54.0% (H19)
- ◎ 床上浸水を緊急に解消すべき戸数(河川との連携施策)
約9万戸(H14) → 約8.3万戸(H15) → 約6万戸(H19)

③ 密集市街地等における都市防災の一層の推進

都市の防災性の向上を図るため、地震防災対策強化地域等や密集市街地に代表される防災上危険な地域の避難地・避難路等を整備し、総合的な防災対策を推進する。

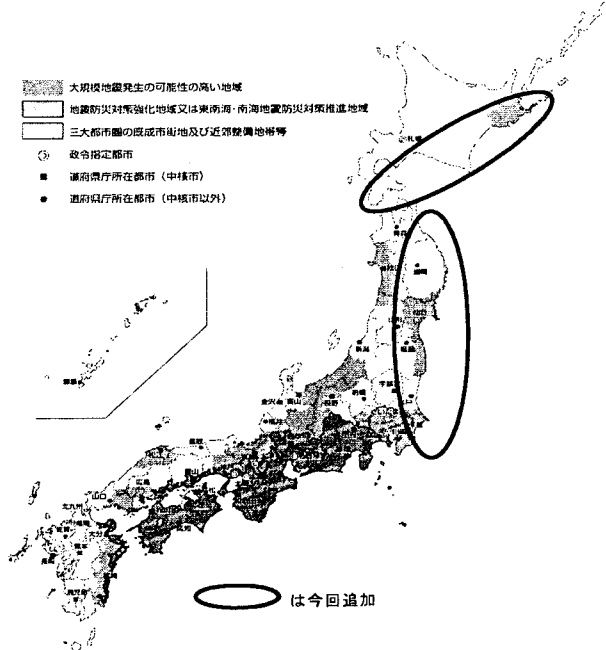
事業費 17億円(0.97倍)、国費 8億円(0.95倍)

東部・荒川左岸地区(東京都葛飾区)等

○ 海溝型地震対策の強化

都市防災総合推進事業の施行地区に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」を追加するとともに、災害危険度判定調査、地区公共施設等整備の事業主体を拡充する。

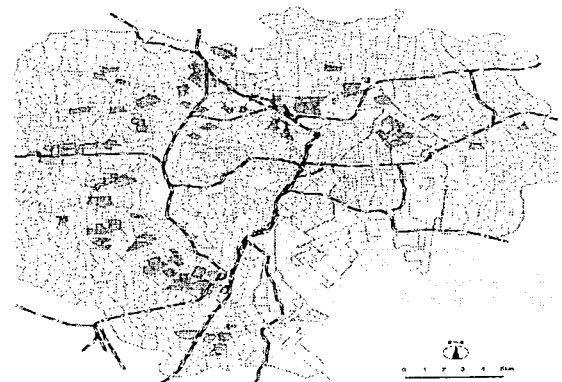
【事業対象地域】



【避難路(地区公共施設)整備イメージ】



【東京都における重点密集市街地】



○ 密集市街地対策の推進

三大都市圏等の密集市街地において、社会資本整備重点計画の目標に基づいて、建築物の耐震不燃化、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等を総合的に行う。

施策効果

地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保されていない市街地の割合 【約8,000ha(H14)→約3割を解消(H19)】

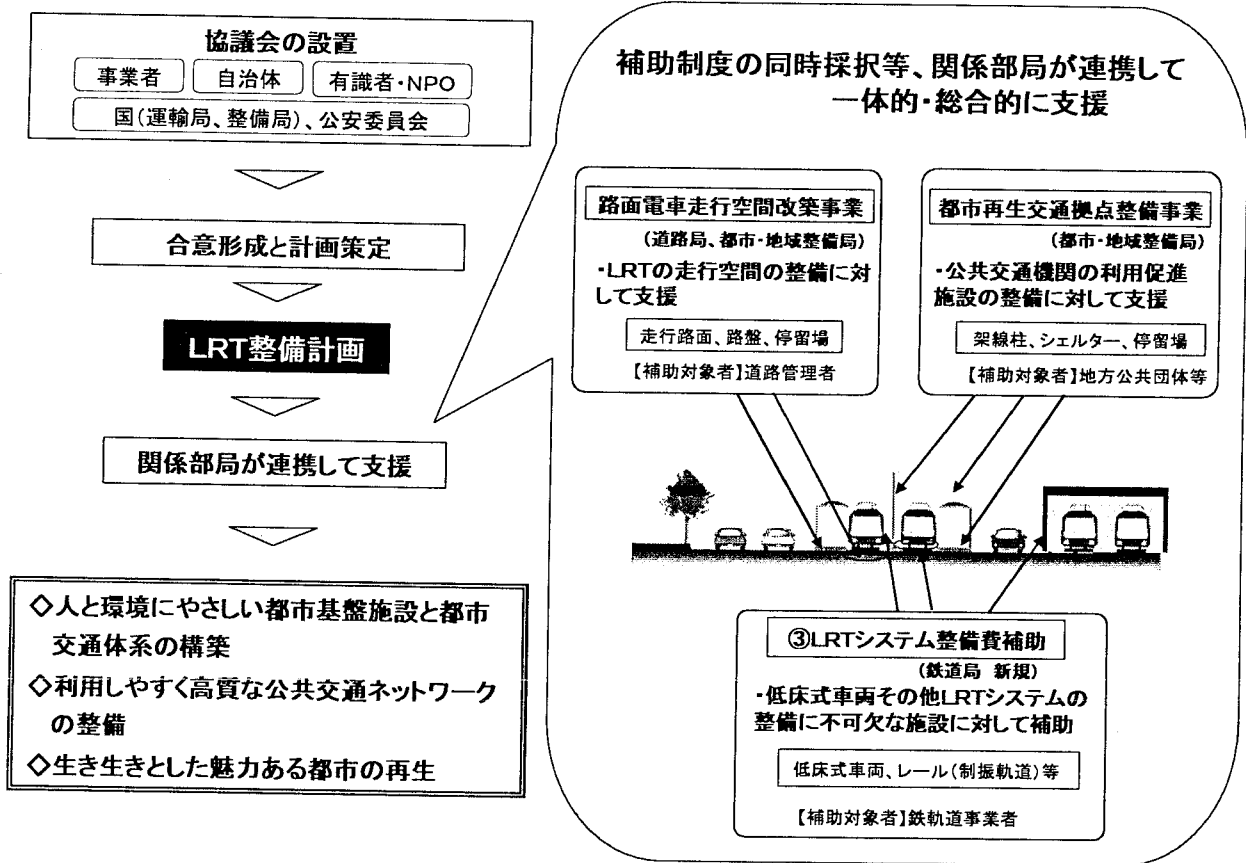
2) 安心して暮らしやすい社会の実現（バリアフリー化の推進）

① LRT（次世代型路面電車システム）の整備の推進

都市内交通の円滑化、人と環境にやさしい都市公共交通の構築等のため、地方公共団体、LRT事業者等で構成する協議会が策定したLRT整備計画の実施に対して、関係部局の補助制度の同時採択等により総合的に支援する。

富山地区（富山市）、堺地区（堺市）等

LRTの整備に対する支援のイメージ



施策効果

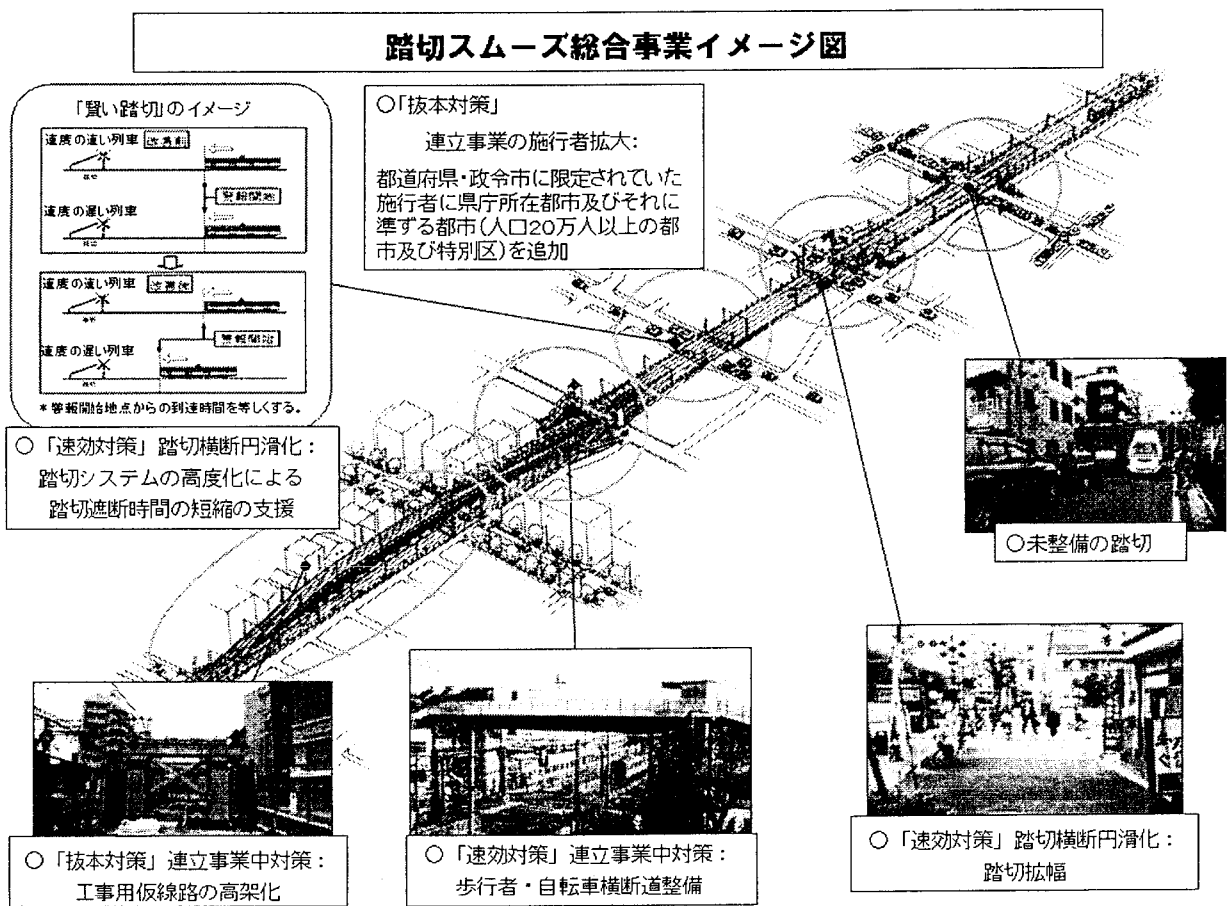
- ◎ 輸送人キロあたりのCO2排出量 188g(自動車)→38g(LRT)
- ◎ 交通円滑化 自動車からの転換による渋滞の緩和(富山港線の試算では8%が転換)
- ◎ 超低床車両の導入によるバリアフリー化の実現

② 踏切スムーズ総合事業の推進

開かずの踏切などが社会問題化しており、「抜本対策」による踏切除却と、「速効対策」による踏切交通の円滑化の両輪により、踏切対策を総合的に推進する。

事業費 2,285億円(0.99倍)、国費 1,227億円(1.02倍)

- 踏切解消推進のための連立事業等による「抜本対策」
 - ・ 連立事業の施行者拡大(県庁所在都市及びそれに準ずる都市を追加)【新規】
 - ・ 連立事業における仮線の高架化 等
- 踏切交通円滑化のための「速効対策」
 - ・ 遮断時間を短縮する「賢い踏切」の導入及び踏切制御システムをさらに高度化するための技術開発の支援【新規】
 - ・ 歩行者・自転車のための踏切立体横断施設の整備
 - ・ 踏切拡幅 等



施策効果

- ◎ 「抜本対策」としての連立事業の施行者拡大及び仮線高架による踏切除却効果の早期発現を推進するとともに、「速効対策」により踏切交通円滑化を図る。

3) 潤いある水環境の実現

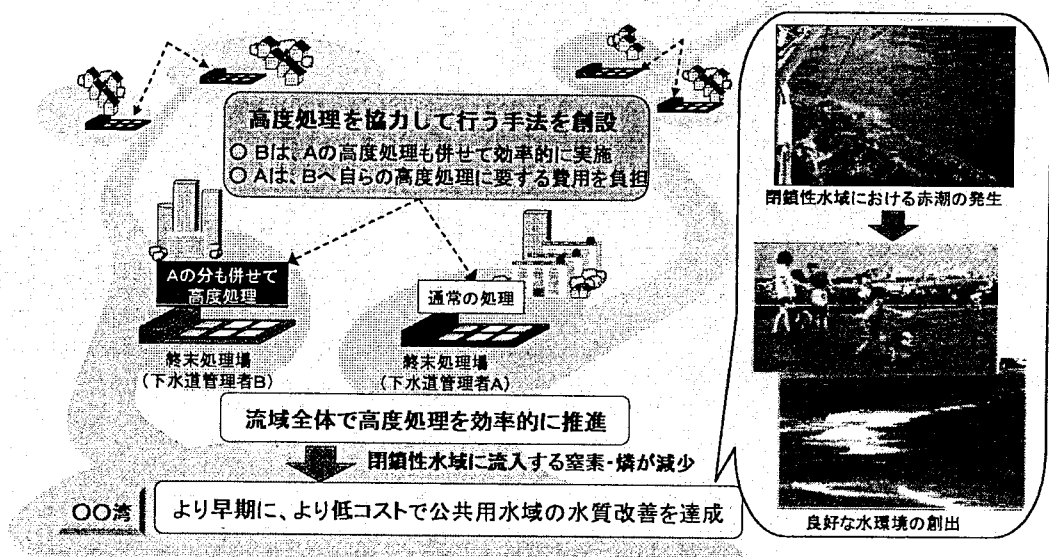
① 高度処理共同負担事業の創設等による公共用水域の水質の保全

三大湾等の閉鎖性水域においては、窒素や磷の濃度の上昇による富栄養化を原因とする赤潮の発生回数が増加傾向にあるなど、依然として水質改善が進んでいない状況であり、水域に流入する窒素や磷の発生源として大きな割合を占める生活系の負荷を軽減するための下水道の高度処理を推進する。

事業費 1,313億円(0.97倍)、国費 745億円(1.01倍)

○ 高度処理共同負担事業の創設

高度処理を効率的に行うことができる下水道管理者が、他の下水道管理者の実施する高度処理の負荷削減機能を併せて高度処理を行う場合、国が、当該高度処理施設を設置する下水道管理者に、その設置に係る費用の一部を一括して補助することができる「高度処理共同負担事業」を創設する。



施策効果

◎ 環境基準達成のための高度処理人口普及率 11% (H14) → 12% (H15) → 17% (H19)

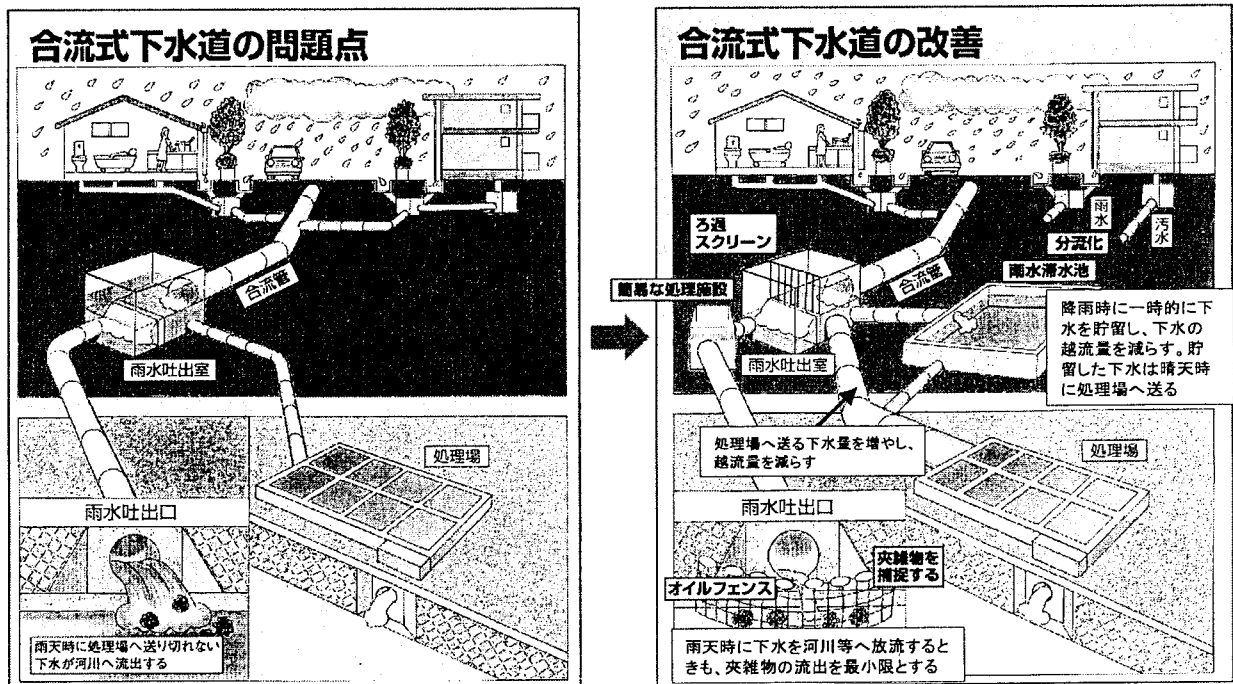
② 合流式下水道の緊急的改善

雨天時に合流式下水道から公共用水域に流出する未処理下水により、水質汚濁上・公衆衛生上の問題が発生している。そこで、合流式下水道を緊急的に改善するために、平成16年4月1日に改正下水道法施行令が施行され、すべての合流式下水道を原則十年間で改善することとしたところである。この措置を踏まえ、雨水吐に設置する夾雑物等の除去施設や雨天時に下水を一時的に貯留する施設等の整備を推進する。

事業費 1,324億円(1.01倍)、国費 662億円(1.01倍)

東京都(区部)公共下水道等

<合流式下水道の改善のイメージ>



※「雨水吐」とは、合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設で雨水の影響が大きいときに下水の一部を河川その他の公共の水域又は海域に放流するものである。

施策効果

◎ 合流式下水道改善率 15.0% (H14) → 15.3% (H15) → 40.0% (H19)

4) 緑豊かな都市環境の形成

① 「緑の回廊構想」の推進と緑地環境整備総合支援事業の拡充

美しい景観の形成、緑豊かなまちづくりを推進するため、都市公園の整備、緑地保全事業及び私有緑地の公開に必要な施設整備などを一体的に支援する緑地環境整備総合支援事業の拡充及び公園、道路、河川、急傾斜地崩壊対策等事業間の連携及び県・市町村など主体間の連携により「緑の回廊構想」を推進する。

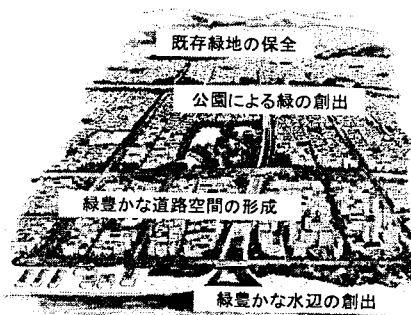
事業費 304億円(1.03倍)、国費 140億円(1.02倍)

東伏見地区(東京都)等

「緑の回廊構想」の推進

- ヒートアイランド現象の緩和
 - 生物多様性の保全
- など緑地の有する機能の効果的発揮

広域的な緑の骨格軸・緑の拠点、
都市内の水と緑のネットワークを形成



1. 緑地環境整備総合支援事業の拡充

緑を中心とした都市や地域
の良好な景観の形成に対
する取り組み等を支援

2. 公園、道路、河川、急傾斜地崩壊対策等事業間の連携

緑豊かな道路空間や水
辺の創出等、各種事業に
よる連携

3. 国・都道府県・市町村など主体間の連携

国事業、都道府県事業
及び市町村事業におけ
る連携促進

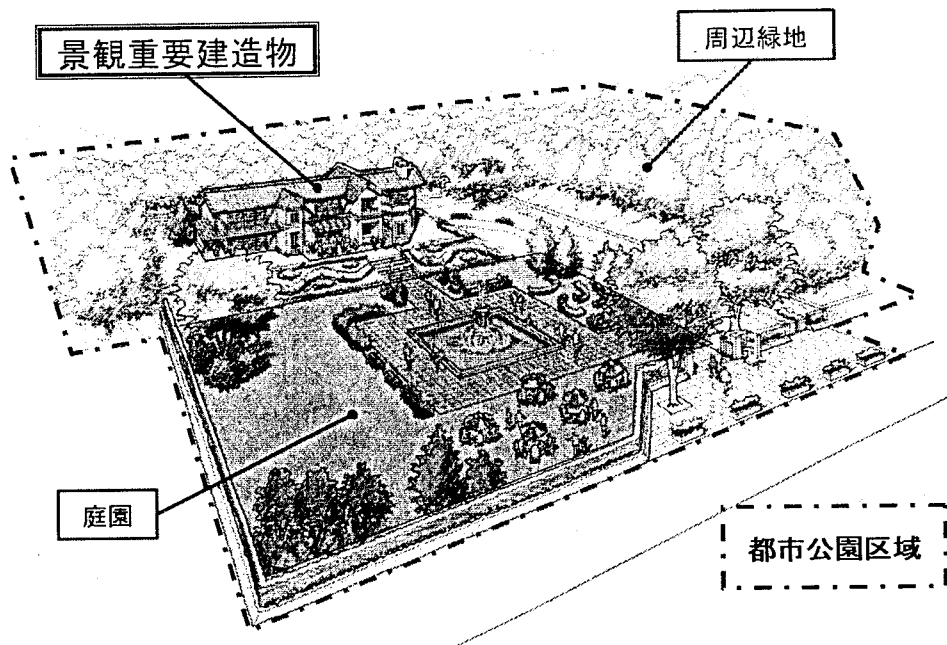
施策効果

- ◎水と緑のネットワーク形成による効果的な緑の機能の発現。ヒートアイランド現象の緩和等に貢献。例えば、東京都心部の緑化面積を39.5%まで増加させた場合(現況は27.5%)平均気温が、0.3度低下と試算
- ◎私有地における緑地保全・緑化を推進することによる効率的な緑の確保

② 景観重要建造物等と一体となった都市公園の整備の推進

個性ある良好な景観形成を図るため、景観法に基づく景観重要建造物等と一体となった都市公園の整備を観光振興の拠点となる公園に追加し、重点的な支援を行うことにより、緑と一体となった良好な景観形成や地域の観光振興拠点の形成を推進する。

【景観重要建造物等と一体となった都市公園のイメージ】



5) 防災集団移転促進事業（平成16年新潟県中越地震による災害の特例）

○ 防災集団移転促進事業の拡充

平成16年新潟県中越地震による災害は、地震の規模及び余震の頻度が大きく、住家に対しても極めて甚大な被害を及ぼした。当該被災地域の多くが特別豪雪地帯であることや中山間地域での被害が多く発生したことに鑑み、これらの被災地において行われる防災集団移転促進事業については、必要な予算額を確保するとともに、補助金交付限度額の引き上げ措置及び移転先の住宅団地の規模要件の緩和措置を講じる。

事業費 7億円（11.43倍）、国費 5億円（11.39倍）

(1) 補助金交付限度額の引き上げ

平成16年新潟県中越地震に係る地域について、一般地域よりも高い補助基本額を適用する。

現 行	拡 充
住宅建設等への利子補助限度額 <u>4,060千円/戸</u> 各経費を合算した補助限度額 <u>16,550千円/戸</u>	住宅建設等への利子補助限度額 <u>7,080千円/戸</u> 各経費を合算した補助限度額 <u>17,535千円/戸</u>

(2) 移転先の住宅団地の規模要件の緩和

平成16年新潟県中越地震に係る地域について、移転先の住宅団地の最低規模を現行の10戸以上から5戸以上に緩和する。

現 行	拡 充
移転先の住宅団地の規模要件 ・10戸以上	移転先の住宅団地の規模要件 ・10戸以上（ただし平成16年新潟県中越地震地域にあつては5戸以上）

(3) 活力ある地域の実現

1) 地域の資源や創意工夫を活かした自立的振興の確保

① 離島地域の振興

平成15年に改正された離島振興法の理念を実現するためには、地域の自立的発展の促進に向けた取り組みを最大限支援していくことが必要である。このため、各地方公共団体が離島振興計画に定めた事業に対しては、その内容の独自性及び熟度並びに離島の有する役割の適正な発揮等の観点から重点的な支援を行うことが、離島振興基本方針に定められているところである。

この離島振興基本方針に沿って地域の要望を十分に踏まえ、各地域の離島振興計画に定められた事業を対象として、公共事業一括計上により離島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活環境」、「国土保全・防災対策」の重点的整備を推進する。また、ソフト事業施策を推進し、地域の創意工夫により地域資源を活用する取り組みを支援するため、広域的かつ多面的な地域間交流の促進や島づくりのための人材の育成の検討等を行う。

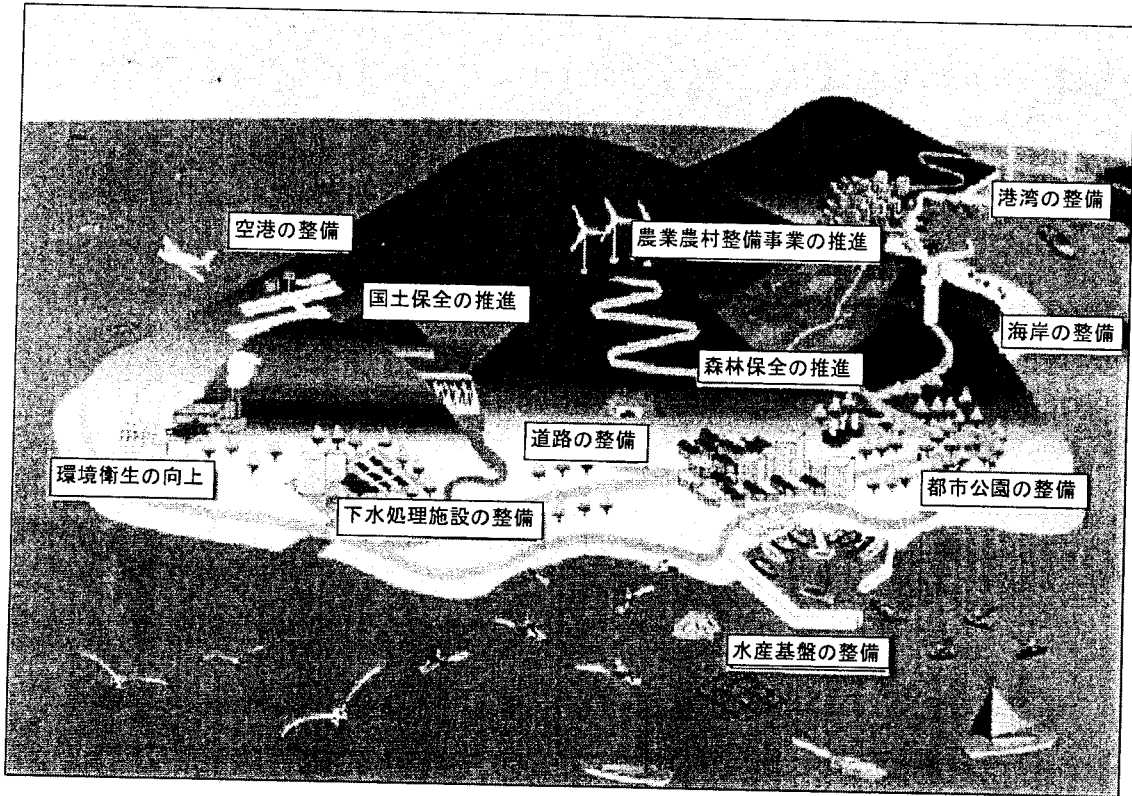
○ 離島振興予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
離島振興事業費 (公共事業)	174,967	109,551	197,275	121,675	0.89	0.90
離島体験滞在 交流促進事業	404	202	425	213	0.95	0.95
離島振興対策等 調査費等	68	68	60	60	1.13	1.13
合 計	175,438	109,821	197,760	121,948	0.89	0.90

(注) 百万円未満は四捨五入しているため、合計と一致しないところがある。

【離島振興事業のイメージ】



② 奄美群島の振興

昭和28年に本土に復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置するなど、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。今後は、これまで不利性として捉えられてきた特性を優位性として伸ばし、あわせて地元の発意と創意工夫を活かしていくことによって、地域の自立的な発展を促進していくことが求められている。

このような趣旨を踏まえ、平成16年3月に自立的発展に資することの法目的への追加や計画体系の見直しなど、奄美群島振興開発特別措置法の所要の改正が行われたところである。今後、改正法の理念を実現するためには、同法及び国が策定した基本方針に基づき鹿児島県が策定した振興開発計画に基づく各種振興開発事業を実施すること等により、奄美群島における基礎条件の改善を図るとともに特性に即した振興開発を図る必要がある。

このため、奄美群島の特性を活かした地域の主体的な取組を支援し、地域が抱える諸課題を克服しつつ、新たな産業の育成や観光の開発等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進するため、ソフト施策とハード施策を一体的に実施する総合的な施策を展開する。

○ 奄美群島振興開発予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
奄美群島振興費 (公共事業)	46,980	33,697	49,165	35,097	0.96	0.96
奄美群島振興等 開発調査	170	118	164	113	1.04	1.05
奄美群島産業費 振興等事業	584	268	653	282	0.89	0.95
奄美農業創出費 支援事業	193	96	199	99	0.97	0.97
合 計	47,926	34,180	50,180	35,591	0.96	0.96

(注) 百万円未満は四捨五入しているため、合計と一致しないところがある。

③ 小笠原諸島の振興

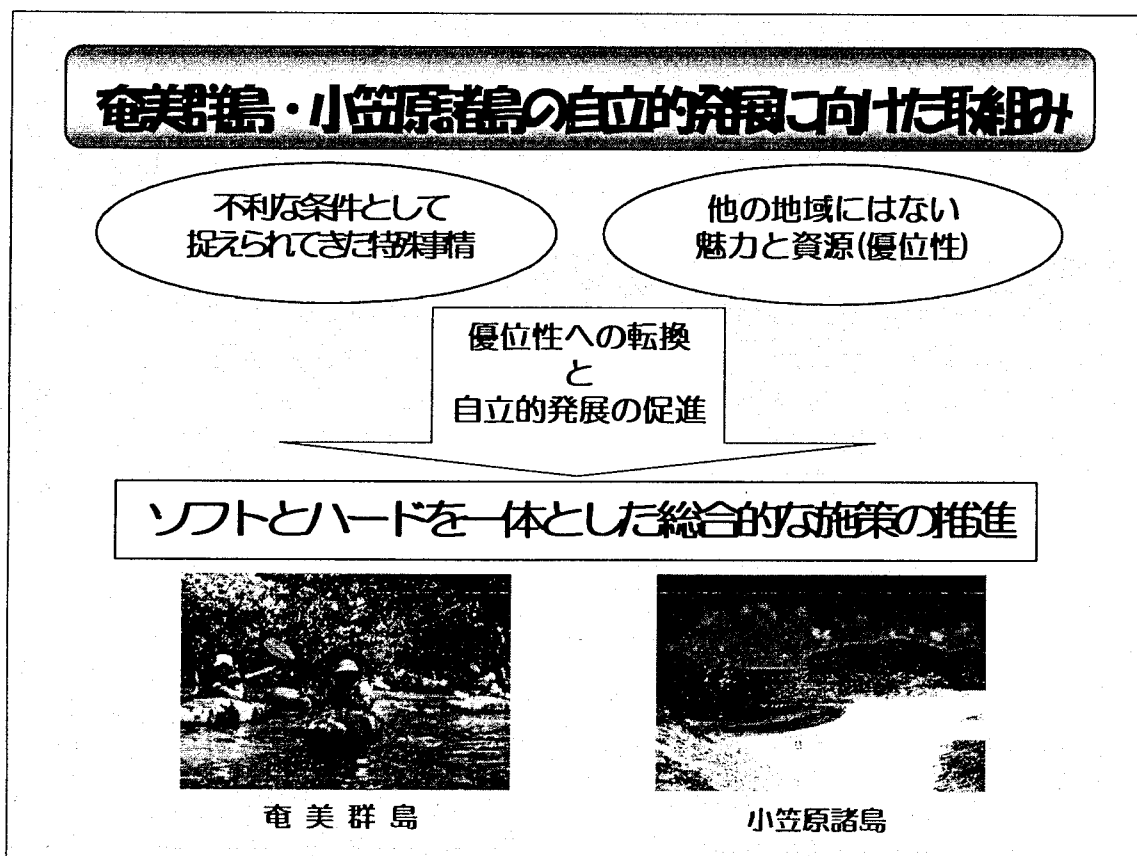
昭和43年に本土に復帰した小笠原諸島は、本土から遠く隔絶した外海に位置するなど地理的、自然的、社会的、歴史的な特殊事情を抱えている。このため、これら特殊事情による不利性及び課題を克服するとともに、これまで不利性として捉えられてきた特性を優位性として伸ばし、あわせて地元の発意と創意工夫を活かすことにより、地域の自立的な発展を促進し、今後とも島民が安心して暮らせる生活環境の整備を図る必要がある。特に、これまで整備された基盤をも活かし、観光業を中心とした産業間の連携を強化し、ソフトとハードを一体とした総合的な施策を展開する必要がある。

このため、エコツーリズムを推進する「小笠原」の知名度及びイメージの向上を図るための支援や小笠原らしい街並み景観の整備、小笠原の自然や文化により気軽にふれあえる環境の整備を重点的に推進する。

○ 小笠原諸島振興開発等予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
小笠原諸島振興 開発事業費等	2,810	1,691	2,916	1,771	0.96	0.96



④ 半島地域の振興

半島振興法は平成17年3月末をもって法期限を迎えることとなるが、これに的確に対応するとともに、引き続き半島振興に資するため、半島地域の優れた資源（自然、文化、人材等）を活用した広域観光計画づくりや地元（地域住民、NPO等）が主体となった他地域との観光交流など多様な連携・交流を促進する取組を支援する。また、半島地域に居住するための基礎的な条件や各半島地域の活性化に資する取組における課題等を把握するための調査を実施する。

○ 半島振興対策予算額

（単位：百万円）

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
半島振興対策費	77	77	74	74	1.05	1.05

⑤ 豪雪地帯の振興

国土の51%を占める豪雪地帯において、雪国の特性に応じた快適で魅力ある地域社会を形成するため、豪雪地帯対策基本計画に基づき、克雪、利雪、親雪等の豪雪地帯対策を引き続き推進するとともに、環境への配慮や高齢社会を支える地域づくりの方策検討や事業の実施等により、豪雪地帯対策の着実な推進を図る。

○ 豪雪地帯対策予算額

（単位：百万円）

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
豪雪地帯対策費	321	186	323	188	0.99	0.99

⑥ 個性を活かした地域づくりの推進

都市と農山漁村の市町村や住民等の連携による交流を推進するため、都市地方連携推進事業を推進し、先導的な交流事業を一体的に支援する。また、アドバイザーの派遣、地域再生を進める人材の育成、地域住民・NPO等多様な主体の参画・連携の促進、地域資源活用等地域の魅力づくりの推進等の各種調査、UJIターン推進等により地方公共団体等の効果的な地域づくり方策を検討し、周知・普及を促進する。

○ 地方振興対策予算額

（単位：百万円）

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
地方振興施策推進費等	1,669	946	1,758	997	0.95	0.95

2) 大都市圏の整備の推進

事業費 5億円(0.97倍)、国費 5億円(0.97倍)

① 大都市圏計画の推進等

各圏域共通の課題や、テーマ毎の課題の解決に向けた検討等を行い、大都市圏計画に基づいた望ましい大都市圏構造の形成を促進するとともに、都市再生本部で決定された広域都市再生プロジェクト等の早期実現に向け、個別プロジェクトの推進方策等の検討・調整を関係省庁と連携して行う。

このため、広域的かつ分野横断的な課題の解決のための基本方針や具体的な施策等を取りまとめる大都市地域整備戦略について、地方公共団体向けの技術的指針としての活用を促進するとともに、課題解決に向けた関係地方公共団体等による協議会の設置や事業進捗の評価システムの整備等を促進する。

また、ITを活用したまちづくり・テレワークの推進、大都市周辺地域の持続的発展方策、地震時等の帰宅困難者対策、湾岸地域の振興他、テーマに対応した施策を推進する。

施策効果

◎大都市地域整備戦略

◇広域的かつ分野横断的な課題の解決を促進することにより、望ましい大都市圏像の実現をより円滑に推進することが可能。

◇例えば、首都圏の広域的な緑のネットワーク形成のための戦略策定により、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」の実現に向けて、具体の推進を図ることが可能。

◎テレワークの推進

【e-Japan戦略Ⅱの目標(2010年に就業者の2割が週8時間以上テレワークを実施)を達成した場合の社会的効果】

◇通勤量 8.2%削減(2002年比)

◇地球環境の保全 CO₂ 442万トン削減

◇女性・シニア(60~64歳)の就業促進 女性24万人増、シニア10万人増

◇大都市における大規模災害時の帰宅困難者数の低減 15.4%減

② 文化・学術・研究拠点整備の推進

我が国の文化学術研究分野の中核機能を担う筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市において、まちづくりをはじめ、文化、学術、産業等の各分野における拠点性の向上を図るための取り組みを先導的かつ強力に推進する。特に、関西文化学術研究都市における学術研究機関の立地集積効果を最大限に発揮させるため、産学官連携等を推進するためのシステムの構築に向けた調査を実施する。

施策効果

◎関西文化学術研究都市における研究開発力の発揮に向けたシステムの構築

◇産学連携の取り組みを促し、新産業の創出や新技術の実用化の促進及び関西圏や国内の経済の活性化が図られる。また、関西学研都市のポテンシャルが向上し、研究機関の立地促進等、同都市の整備が促進される。

3. 事業の重点化・効率化

(1) 政策評価による事業の推進

所管事業に設定した成果目標（業績指標等）に基づき、政策評価等を的確に実施し、予算に反映（「Ⅱ. 事業別予算概要」参照）。

【主な業績指標】

① 都市域における水と緑の公的空間確保量

業績指標：12㎡/人（H14）→約2%増（H15）→13㎡/人（H19）
（12㎡/人を約1割増）

<指標の定義>

都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものを。

② 汚水処理人口普及率

業績指標：76%（H14）→78%（H15）→86%（H19）

<指標の定義>

総人口に対して、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の汚水処理施設を利用できる人口の割合。

③ 都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量

業績指標：800ha（H14）→1,250ha（H15）→2,500ha（H19）

<指標の定義>

国際競争力の向上が必要な地域（都市再生緊急整備地域等）において、土地区画整理事業等による都市基盤の整備によって、民間による建築投資を可能とした量を床面積で表す。

④ 都市機能更新率（建築物更新関係）

業績指標：31.8%（H15）→36%（H20）

<指標の定義>

法定計画又は国の関与により、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべきと位置付けられた地区の宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。

(2) 事業の重点化

① 下水道事業

公共用水域の水質保全、安全・安心な社会の実現に向けた都市の浸水対策、下水道施設の耐震化や資源エネルギーの創造を重点的に推進するとともに、トイレの水洗化など、居住性の改善を主目的とする事業については、地方の自主性・裁量性を拡大する方向で国が支援するという観点から、新制度により普及を促進する。

- ・高度処理共同負担事業の創設等による公共用水域の水質の保全

国 費 745億円 (1.0%増)

- ・浸水被害緊急改善下水道事業の拡充等による都市の浸水対策の推進

国 費 1,646億円 (3.0%増)

- ・汚水処理施設整備交付金制度の創設

国 費 300億円 (皆増)
※交付金化額

② 都市公園事業

防災公園や国家的事業に関連する公園など、国が定める政策課題に対応した公園事業について重点化し、特に緊急に実施する必要がある防災公園の整備について、事業の重点的实施を図る。

- ・防災公園の整備

国 費 477億円 (7.2%増)

③ 都市環境整備事業

地方と民間のパートナーシップによるまちづくりを一体的に支援するため、民間資金誘導の新たな仕組み、まちづくり交付金の拡充等のまち再生のための支援措置をパッケージ化した「まち再生^(まろごと)総合支援プラン」を創設し、地域に対する施策の「選択と集中」により、地域全体の再生に重点化を図る。

また、地域の創意工夫を活かしたまちづくり交付金による全国都市再生の推進をより一層図るため、事業規模の大幅拡大を行う。

- ・まち再生総合支援事業の創設

国 費 160億円 (皆増)

- ・まちづくり交付金

国 費 1,930億円 (45.1%増)

④ 街路事業

社会問題化している「開かずの踏切」等に対応するための踏切対策の総合的な推進、都市再生・地域再生に資する都市計画道路の整備、まちづくりの核となる交通結節点の整備および都市内交通の円滑化や地球環境対策に資するLRT等の公共交通機関の整備等を重点的に実施する。

- ・連続立体交差事業

国 費 907億円 (3.2%増)

(3) 時間管理概念による事業の推進

① 都市計画道路整備プログラムの策定

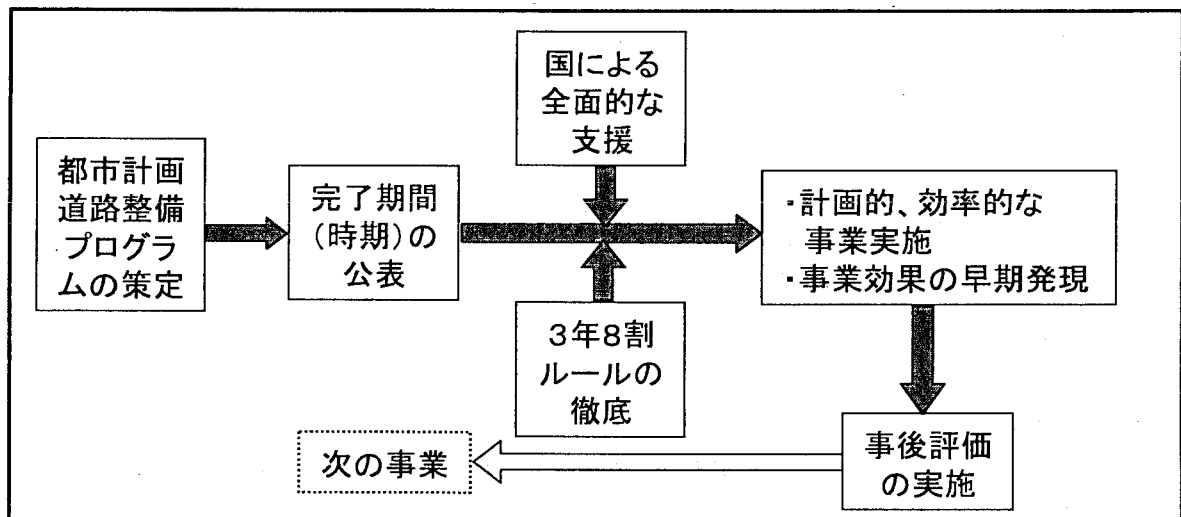
都市計画道路整備プログラムは、1) 事業化の必要性の熟考、整備時期の公表等による行政の透明性、公平性等の確保 2) 用地確保等の関連施策の円滑な実施による効率的・効果的な道路整備の実施等の観点から、重要なものであり、平成16年10月現在で232市区町村において策定済み(うち58市区町村で公表済み)であるが、今後とも地方公共団体へのアナウンスに努める。

② 「完了期間宣言路線」等の重点整備

民間投資誘発効果の高い都市計画道路の整備をより一層推進するため、地方公共団体において残りわずかな用地買収が事業進捗の隘路となっている路線等について、一定期間内(例えば3年以内)に完了させる路線として公表する取り組みを行っている。この公表路線(「完了期間宣言路線」)については、用地買収・整備を重点的に支援する。

③ 土地収用の活用

事業の進行管理の適正化の観点から、用地取得率80%または用地幅杭打設後3年のいずれか早い時期を経過した時点までの収用裁決申請等の手続きを行うことにより、都市計画道路の早期完成を図る。また、土地収用制度の活用を視野に入れた事業認可期間の適切な設定等について、地方公共団体への周知に努める。



(4) PFI事業の推進

① 下水道事業

「横浜市下水道局北部汚泥処理センター消化ガス発電設備整備事業」は、汚泥処理過程で発生する消化ガスを燃料として有効活用する発電施設をPFI方式で建設・運営するものであり、平成16年7月に実施方針を公表し、17年度より着工することとしている。

○横浜市下水道局北部汚泥処理センター消化ガス発電設備整備事業

事業主体：横浜市

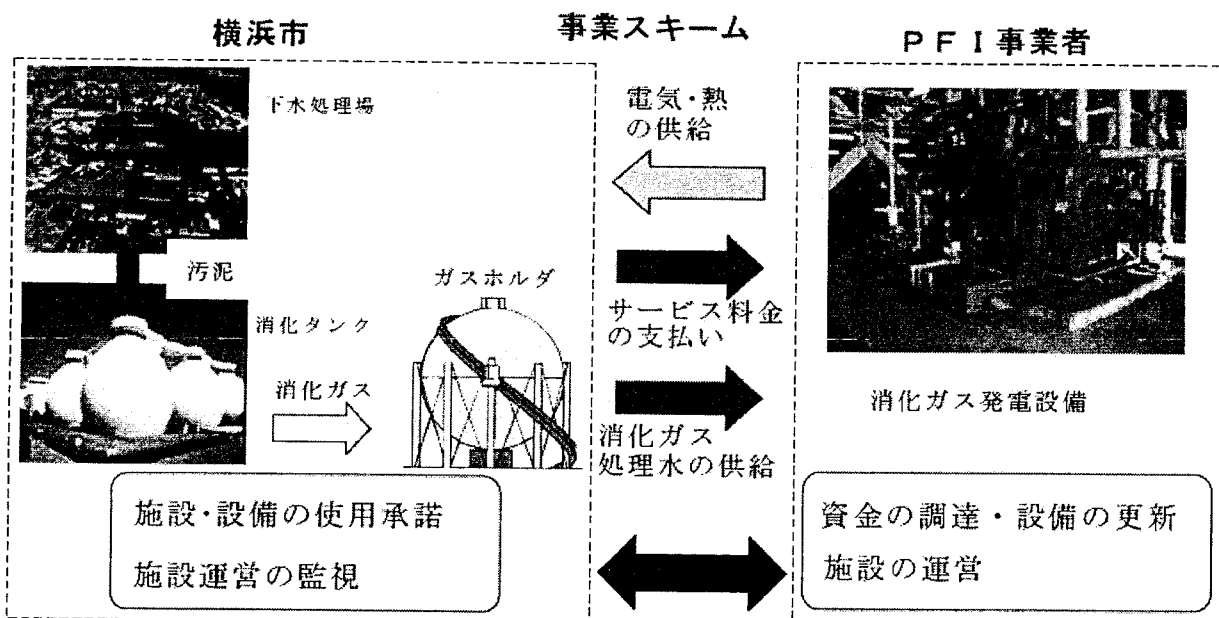
場 所：横浜市下水道局北部汚泥処理センター

事業概要：PFI事業者が現有施設の更新を行い、それらの施設を直ちに市に移管し、平成39年3月の事業終了まで、事業の運営及び施設の維持管理を行う。(H16年7月に実施方針の公表)

事業方式：BTO方式*

事業期間：平成39年3月に事業終了

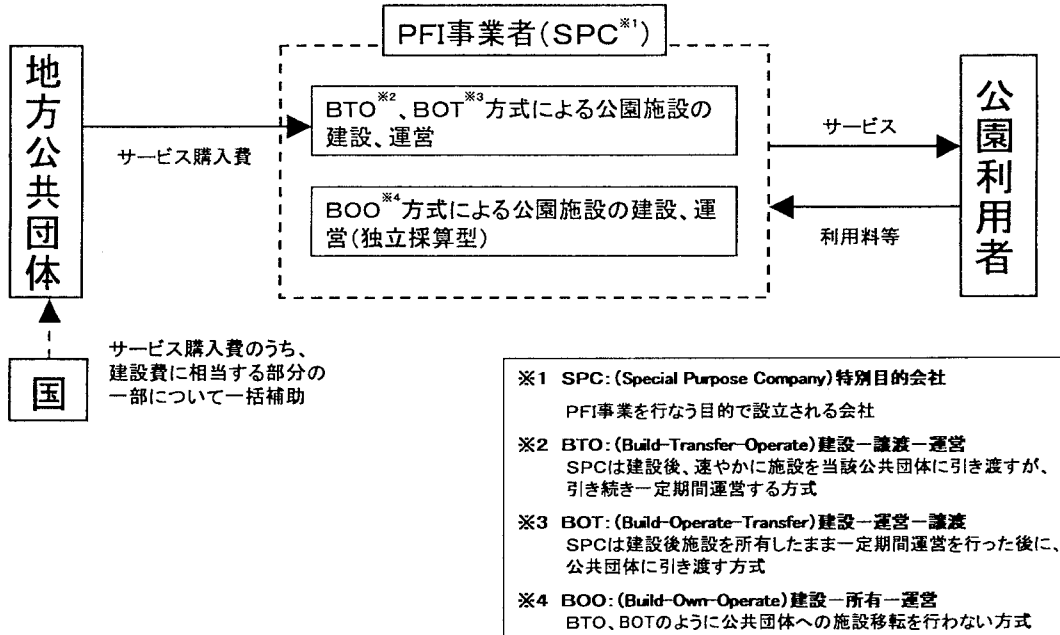
※ BTO：(Build-Transfer-Operate) 建設—譲渡—運営



② 都市公園事業

民間の資金、経営能力及び技術能力を活用した都市公園の整備等を促進するため、尼崎の森中央緑地(兵庫県)、噴火湾パノラマパーク(北海道)において引き続き補助事業により支援を行う。

【PFI事業における国庫補助事業活用スキームの例】

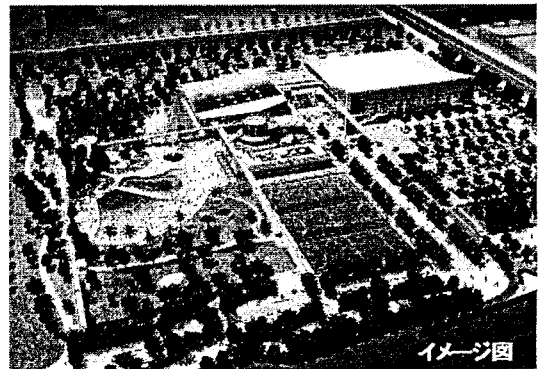


【現在の取り組み状況】

PFI事業の期間	PFI事業への補助導入による支援等	下線部は補助事業により実施(予定含む)
13~	海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業(県立湘南海岸公園)	BTO: 体験学習施設 B00: 水族館
15~	長井海の手公園整備等事業	BTO: 園地、管理事務所、休憩所等 BOT: 駐車場、レストラン、売店ほか
15~	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業	BTO: プール、屋外・屋内健康増進施設
16~	噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業	BTO: ビジターセンター等 BOT: オートキャンプ場等

<尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設概要>

【事業主体】: 兵庫県 【位置】: 尼崎市
 【全体面積】: 約3.5ha(全体面積18.9ha)
 【契約期間】: 20年
 【PFI事業概要】:
 プール施設及びフィットネス施設、グラウンドゴルフ、フットサルコート、森の子ども広場、森のギャラリー等からなる健康増進施設(民間提案施設)に関する調査・設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務
 【PFI事業期間】: H15・12月—H35・3月末



イメージ図

4. 国庫補助負担金の見直し

「三位一体の改革について」の政府・与党合意等に基づき、国庫補助負担金改革を実施。

下水道

《重点化・スリム化》

- ・ 流域下水道事業について、広域的な水質保全等の事業効果の大きい事業に重点化し、污水管きよの維持更新など事業効果の小さい事業への補助を抑制。
- ・ 小規模な補助金である下水道緊急整備事業助成補助^{*}、流域総合下水道計画調査費補助を廃止。

《交付金化》

- ・ 汚水処理施設整備交付金制度〔各省連携交付金〕を創設。

都市公園

《重点化・スリム化》

- ・ 防災上の必要性があるもの等を除き、都市公園に係る補助事業を抑制。
- ・ 補助対象となる都市公園整備事業（市町村）の下限を引上げ。
(2億円→2.5億円)

市街地整備

《交付金化》

- ・ まちづくり交付金を拡充（1,330億円→1,930億円）。

街路（地方道路整備臨時交付金）

《運用改善》

- ・ 要素事業あたりの単年度事業費の上限を引上げ（5億円→2.5億円）等。

※ 既往分に係る利子助成は平成20年度で終了。

5. 特殊法人改革への対応

(1) 独立行政法人都市再生機構

平成16年7月に、都市再生に民間を誘導する事業を実施する「独立行政法人都市再生機構」が設立された。平成17年度については、中期計画等に基づいて、民間投資を誘発し都市再生に資する事業に重点化するとともに、ニュータウン業務等の経過措置業務の早期終了のため同業務に係る特別勘定を設置した上で、財政融資資金の繰上償還を行う。

(2) 日本下水道事業団（地方共同法人）

地方共同法人（平成15年10月より移行）として自立的な経営基盤を確立し、地方公共団体の代行・支援機関として適切な業務運営を図るため、平成17年度も引き続き政策的経費（研修、試験研究業務）に対する助成を行う。

なお、国からの無利子貸付金の償還（償還期間10年、均等年賦償還）は平成15年度より開始されている。

(3) 首都高速道路公団・阪神高速道路公団

道路関係四公団は、平成17年10月を目標に廃止し、民営化する（首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社等6社と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）。このため、平成16年6月に成立した民営化関係四法に従い、会社及び機構の設立手続、公団の資産評価、権利義務の承継等の所要の準備を進める。

(4) 独立行政法人奄美群島振興開発基金

奄美群島振興開発特別措置法は、平成16年3月に一部改正の上、5年間延長され、奄美群島振興開発基金は平成16年10月に独立行政法人へ移行したところである。平成17年度については、経営基盤強化のため、引き続き国からの出資を受け、財務の健全化等業務の改善を図る。

6. 「政策群」の取組み

<p>政策群名 【関係府省】</p>	<p>目標達成のための主要な手段(国土交通省関係)</p>
<p>緑豊かで安全・快適な活力に満ちた都市の再生</p> <p>【内閣府(防災担当)、警察庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】</p>	<p>[予算] 都市景観整備、水と緑のネットワーク形成、旅客施設等のバリアフリー化、良好な住宅市街地・水辺環境の整備、地域住宅交付金、密集市街地の緊急整備、住宅・建築物の耐震化、雨水対策、特定交通安全施設等整備事業、民間都市開発推進機構による都市再生支援業務、<u>まちづくり交付金</u>、<small>(まるごと)</small><u>まち再生総合支援事業</u>、渋滞解消に資する道路等の整備等</p> <p>[規制改革等] 景観・緑関連法制の活用、無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進、交通バリアフリー法の活用、高層住宅に関する容積率緩和、河川占用許可準則・密集市街地整備法・建築物耐震改修促進法・特定都市河川浸水被害対策法・都市再生特別措置法等の活用等、路上工事縮減の推進、<u>地方と民間のパートナーシップによるまちづくりを一体的に支援するためのまち再生総合支援プランの創設</u> 等</p>
<p>外国人が快適に観光できる環境の整備</p> <p>【総務省、法務省、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】</p>	<p>[予算] ビジット・ジャパン・キャンペーン、一地域一観光づくりの推進事業、観光交流空間整備、訪日外国人旅行環境整備事業、観光ルネサンス事業 等</p> <p>[規制改革等] 景観に関連する法制度の活用、外客誘致法改正</p>
<p>都市と農山漁村の共生・対流の推進</p> <p>【総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】</p>	<p>[予算] 都市と農山漁村の共生・対流に関する情報の受発信機能の強化、既存ストックの活用等交流拠点の整備</p> <p>[規制改革等] 市民農園の開設促進に向けた規制緩和、景観等に優れた魅力ある農村づくりの促進に向けた制度改革 等</p>

※下線部は、都市・地域整備局関係部分

7. 平成17年度都市・地域整備局

区 分	17年度 (A)	
	事業費	国 費
下水道事業	1,381,130	(782,332) 752,332
都市公園事業	245,482	123,461
都市環境整備事業	913,970	305,219
市街地再開発事業等	77,636	14,816
都市再生推進事業等	41,396	29,213
まちづくり交付金	485,000	193,000
都市開発資金	(1,234) 18,326	4,950
独立行政法人都市再生機構	153,745	9,100
民間都市開発推進機構	[12,065] 31,056	938
都市水環境整備事業	90,935	45,023
緑地環境整備総合支援事業	12,710	5,215
補助率差額	—	764
都市再生推進事業（道路整備特別会計）	4,400	2,200
土地区画整理事業資金融資（住宅対策）	13,640	660
小 計	2,554,222	1,181,672
街 路 事 業	916,406	504,346
街 路 事 業	668,286	366,391
土地区画整理事業	205,028	114,430
市街地再開発事業等	39,927	22,008
街路交通調査	3,165	1,517
都市再生事業資金貸付金	400	200
都市高速道路	243,799	31,800
首都高速道路	147,767	18,750
阪神高速道路	96,032	13,050
自動車駐車場整備事業	1,128	564
小 計	1,161,733	536,910
災 害 関 係	719	414
都市災害復旧事業	219	164
特殊地下壕対策事業	500	250
行 政 経 費	8,546	5,734
合 計	3,725,220	1,724,730

関係予算事業費・国費総括表

(単位：百万円)

前年度 (B)		比較増△減 (A-B)		倍率 (A/B)	
事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
1,524,663	829,093	△ 143,533	(△ 46,761) △ 76,761	0.91	(0.94) 0.91
263,233	130,924	△ 17,751	△ 7,463	0.93	0.94
771,812	236,714	142,158	68,505	1.18	1.29
85,801	16,932	△ 8,165	△ 2,116	0.90	0.88
33,588	18,283	7,808	10,930	1.23	1.60
329,500	133,000	155,500	60,000	1.47	1.45
< 824 >		< 410 >		< 1.50 >	
20,932	4,950	△ 2,606	0	0.88	1.00
164,307	9,300	△ 10,562	△ 200	0.94	0.98
[404,364]		[392,299]		[0.03]	
31,128	1,252	△ 72	△ 314	1.00	0.75
90,967	44,909	△ 32	114	1.00	1.00
12,013	5,000	697	215	1.06	1.04
—	888	—	△ 124	—	0.86
4,400	2,200	0	0	1.00	1.00
16,396	660	△ 2,756	0	0.83	1.00
2,576,104	1,197,391	△ 21,882	△ 15,719	0.99	0.99
980,436	534,248	△ 64,030	△ 29,902	0.93	0.94
714,733	386,970	△ 46,447	△ 20,579	0.94	0.95
220,879	123,112	△ 15,851	△ 8,682	0.93	0.93
41,820	22,828	△ 1,893	△ 820	0.95	0.96
3,004	1,338	161	179	1.05	1.13
2,000	1,000	△ 1,600	△ 800	0.20	0.20
293,226	30,600	△ 49,427	1,200	0.83	1.04
177,440	18,800	△ 29,673	△ 50	0.83	1.00
115,786	11,800	△ 19,754	1,250	0.83	1.11
1,377	688	△ 249	△ 124	0.82	0.82
1,277,039	566,536	△ 115,306	△ 29,626	0.91	0.95
719	414	0	0	1.00	1.00
219	164	0	0	1.00	1.00
500	250	0	0	1.00	1.00
8,269	5,479	277	255	1.03	1.05
3,862,131	1,769,820	△ 136,911	△ 45,090	0.96	0.97

区 分	17年度 (A)	
	事業費	国費
離島振興 奄美振興 小笠原振興 豪雪対策 半島振興	175,438 47,926 2,810 321 77	109,821 34,180 1,691 186 77
合 計	226,573	145,955
収益回収型 (NTT-A型)	67,830	27,132
都市公園事業	0	0
街路事業	0	0
首都高速道路	67,830	27,132
独立行政法人環境再生保全機構	< 816 > 1,116	0

- (注) 1. 下水道事業の上段 () 書は、内閣府に一括計上されている汚水処理施設整備交付金
2. 都市公園事業の事業費には、防災緑地緊急整備事業に係る都市開発資金による用地先行う国営公園内の特定公園施設の整備費 128百万円を含む。
3. 市街地再開発事業等には、先導型再開発緊急促進事業を含む。
4. 都市再生推進事業等には、都市開発事業調査を含む。
5. 都市開発資金及び独立行政法人環境再生保全機構の上段 < > 内書は、都市公園事業
6. 独立行政法人都市再生機構には、住宅局との共管分を含む。
7. 民間都市開発推進機構の上段 [] 外書は、民間都市開発推進機構が土地取得・譲渡
8. 都市水環境整備には、下水道関連公共施設整備促進事業分 (下水道関連特定治水施設含む)。
9. 都市環境整備事業の補助率差額は、まちづくり総合支援事業分 0百万円 (前年度10百道事業分 1百万円 (前年度 1百万円)、下水道関連公共施設整備促進事業分 763百
10. 自動車駐車場整備事業には、街路事業と併せて行う駐車場整備 (特定交通安全施設等
11. 離島振興及び奄美振興については、一般公共事業の国土交通省一括計上分並びに行政円)、国費 4,180百万円 (前年度 4,400百万円)、奄美 事業費 1,357百万円 (前年度 240百万円)、国費 168百万円 (前年度 120百万円)、奄美 事業費 0百万円 (1,480百万円)、国費 726百万円 (前年度 814百万円)、奄美 事業費 355百万円 (前年度 132百万円)、国費 43百万円 (前年度 66百万円)、市街地再開発事業とし
12. 独立行政法人環境再生保全機構の予算は環境省において計上されるが、本表は国土交
13. 本表のほかに、17年度 (国費) には改革推進公共投資事業償還金 1,491百万円 (前年
14. 首都高速道路公団、阪神高速道路公団には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返
15. 本表における計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において

(単位：百万円)

前年度 (B)		比較増△減 (A-B)		倍率 (A/B)	
事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
197,760	121,948	△ 22,322	△ 12,127	0.89	0.90
50,180	35,591	△ 2,254	△ 1,411	0.96	0.96
2,916	1,771	△ 106	△ 80	0.96	0.96
323	188	△ 2	△ 2	0.99	0.99
74	74	3	3	1.05	1.05
251,254	159,571	△ 24,681	△ 13,616	0.90	0.91
68,974	27,684	△ 1,144	△ 552	0.98	0.98
120	40	△ 120	△ 40	—	—
1,024	512	△ 1,024	△ 512	—	—
67,830	27,132	0	0	1.00	1.00
< 3,754 >		< △ 2,938 >		< 0.22 >	
4,810	0	△ 3,694	0	0.23	—

国費 30,000百万円を含む額である。

行取得費 1,234百万円（前年度 824百万円）を含む。また前年度（事業費）には、独立行政法人都市再生機構が

の再計上のため、集計は差し引いて計上している。

業務で平成16年度までに取得した事業見込地に係る費用である。

整備事業）事業費 31,985百万円（前年度 33,289百万円）、国費 15,630百万円（前年度 16,123百万円）を含

万円）（市街地整備事業分）、都市水環境整備事業分 764百万円（前年度 878百万円）（都市水環境整備下水

整備事業）を計上している。

経費を計上しており、都市・地域整備局所管の下水道事業として離島 事業費 8,160百万円（前年度 8,634百万円 1,416百万円）、国費 702百万円（前年度 721百万円）、都市公園事業として離島 事業費 362百万円（前年 前年度 110百万円）、国費 0百万円（前年度 55百万円）、街路事業として離島 事業費 1,320百万円（前年度 前年度 340百万円）、国費 219百万円（前年度 204百万円）、土地区画整理事業として奄美 事業費 86百万円 て離島 事業費 20百万円（前年度 80百万円）、国費 11百万円（前年度 44百万円）を含む。

通省所管である大気汚染対策緑地整備事業等に係る経費分である。

度 56,601百万円）がある。

済機構、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社分を含む。

合計とは合致しないものがある。

8. 平成17年度都市・地域

資金内訳		財 政 投 融 資				倍 率 (A/B)
		財政融資資金	産 業 投 資	政府保証債	小 計 (C)	
区 分						
首都高速道路公団	17年度(A)	0	0	297,700	297,700	0.66
	前年度(B)	149,300	0	298,500	447,800	
	比較(A-B)	△ 149,300	0	△ 800	△ 150,100	
阪神高速道路公団	17年度(A)	0	0	254,900	254,900	0.97
	前年度(B)	87,500	0	175,000	262,500	
	比較(A-B)	△ 87,500	0	79,900	△ 7,600	
都市開発資金 融通特別会計	17年度(A)	4,800	0	0	4,800	0.96
	前年度(B)	5,000	0	0	5,000	
	比較(A-B)	△ 200	0	0	△ 200	
独立行政法人都市再生機構 都市機能更新 防災環境軸整備 土地有効利用 防災公園街区整備 宅地供給推進 特定公園施設	17年度(A)	14,731	0	0	14,731	0.24
	前年度(B)	60,966	0	0	60,966	
	比較(A-B)	△ 46,235	0	0	△ 46,235	
独立行政法人 奄美群島振興開発基金	17年度(A)	0	300	0	300	1.00
	前年度(B)	0	300	0	300	
	比較(A-B)	0	0	0	0	
民間都市開発 推進機構	17年度(A)	0	0	0	0	0.00
	前年度(B)	0	0	800	800	
	比較(A-B)	0	0	△ 800	△ 800	
計	17年度(A)	19,531	300	552,600	572,431	0.74
	前年度(B)	302,766	300	474,300	777,366	
	比較(A-B)	△ 283,235	0	78,300	△ 204,935	
独立行政法人 環境再生保全機構	17年度(A)	0	0	0	0	0.00
	前年度(B)	237	0	1,352	1,589	
	比較(A-B)	△ 237	0	△ 1,352	△ 1,589	
再 計	17年度(A)	19,531	300	552,600	572,431	0.73
	前年度(B)	303,003	300	475,652	778,955	
	比較(A-B)	△ 283,472	0	76,948	△ 206,524	

- (注) 1. 首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の財政融資資金の額は、政府保証を付した債券を財政融資資金として計上している。首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の前年度の計数は当初認可予算である。
2. 首都高速道路公団、阪神高速道路公団には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、首都高（首都高速道路公団：公団 76,400百万円、機構 211,900百万円、民営化会社 9,400百万円）（阪神高速道路公団：公団 114,600百万円、機構 134,000百万円、民営化会社 6,300百万円）
3. 独立行政法人都市再生機構の都市機能更新には、住宅局所管分を含む。また、防災環境軸整備、土地有効利用、防災公園街区整備、宅地供給推進、特定公園施設
4. 独立行政法人環境再生保全機構の前年度は、都市基盤整備公団分及び地域振興整備公団の地方都市開発整備
5. 独立行政法人環境再生保全機構の予算は環境省において計上されるが、本表は国土交通省所管である
6. 独立行政法人奄美群島振興開発基金の前年度分は、奄美群島振興開発基金分を含む。

整備局関係財政投融资計画等総括表

(単位：百万円)

自 己 資 金 等					合 計 (C+D)	倍 率 (A/B)
財投機関債	政府出資等	その他の 自己資金等	小計(D)	倍 率 (A/B)		
50,000	18,750	361,350	430,100		727,800	
70,000	18,800	367,146	455,946	0.94	903,746	0.81
△ 20,000	△ 50	△ 5,796	△ 25,846		△ 175,946	
50,000	13,050	234,991	298,041		552,941	
45,000	11,800	233,903	290,703	1.03	553,203	1.00
5,000	1,250	1,088	7,338		△ 262	
0	6,689	12,094	18,783		23,583	
0	6,829	15,593	22,422	0.84	27,422	0.86
0	△ 140	△ 3,499	△ 3,639		△ 3,839	
5,621	9,381	187,765	202,767		217,498	
46,963	9,630	160,167	216,760	0.94	277,726	0.78
△ 41,342	△ 249	27,598	△ 13,993		△ 60,228	
0	0	2,400	2,400		2,700	
0	0	2,400	2,400	1.00	2,700	1.00
0	0	0	0		0	
0	0	3,927	3,927		3,927	
0	0	4,881	4,881	0.80	5,681	0.69
0	0	△ 954	△ 954		△ 1,754	
105,621	47,870	802,527	956,018		1,528,449	
161,963	47,059	784,090	993,112	0.96	1,770,478	0.86
△ 56,342	811	18,437	△ 37,094		△ 242,029	
329	408	379	1,116		1,116	
1,661	1,550	10	3,221	0.35	4,810	0.23
△ 1,332	△ 1,142	369	△ 2,105		△ 3,694	
105,950	48,278	802,906	957,134		1,529,565	
163,624	48,609	784,100	996,333	0.96	1,775,288	0.86
△ 57,674	△ 331	18,806	△ 39,199		△ 245,723	

金により引き受けるものである。

速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社分を含む。

有効利用、防災公園街区整備は、住宅局との共管である。

備等業務分を含む。

大気汚染対策緑地整備事業等に係る経費分である。

9. 平成17年度都市・地域整備

主要な施策名	下水道事業		
	17年度予算額	前年度	倍率
○暮らし	421,035	499,479	0.84
子育てしやすい社会の実現 ・歩いていける身近な場所における都市公園の整備の推進			
住環境、都市生活の質の向上 ・地域再生のためのまちづくり			
・良好な住環境の整備に資する下水道の普及促進	370,440	445,654	0.83
等			
アメニティ豊かな生活環境の形成 ・「緑の回廊構想」等の推進			
等			
良質で安全な水の安定した利用の確保 ・水道水源域における下水道の普及促進	50,595	53,825	0.94
○安全	139,726	136,156	1.03
水害等による被害の軽減 ・浸水被害緊急改善下水道事業の拡充等の都市の浸水対策の推進	139,726	136,156	1.03
等			
地震・火災による被害の軽減 ・避難地・防災拠点等となる都市公園等の整備			
・密集市街地の緊急整備の推進			
等			
○環境	161,140	159,563	1.01
良好な自然環境の保全・再生・創出 ・自然再生緑地の整備			
等			
良好な水環境への改善 ・高度処理共同負担事業の創設等による公共用水域の水質の保全	74,525	73,780	1.01
等	66,196	65,527	1.01
循環型社会の形成 ・下水汚泥の再資源化と広域的処理の推進	20,419	20,256	1.01
○活力	0	0	—
国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化 ・民間都市開発の支援等都市再生の推進			
等			
都市交通の快適性・利便性の向上 ・駅まち協働事業の創設			
地域間交流・観光交流等内外交流の推進 ・観光立国の実現			
○共通の政策課題	21,280	22,051	0.97
IT革命の推進			
等	21,280	22,051	0.97
合 計	743,181	817,249	0.91

(注) 各分野には、主要な施策のみを計上している。

局関係予算成果目標別総括表

(単位：国費、百万円)

都市公園事業			都市環境整備事業			合計		
17年度予算額	前年度	倍率	17年度予算額	前年度	倍率	17年度予算額	前年度	倍率
27,072	30,999	0.87	242,660	168,799	1.44	690,767	699,277	0.99
1,893	2,090	0.91				1,893	2,090	0.91
			209,000	133,000	1.57	209,000	133,000	1.57
			19,659	22,013	0.89	370,440	445,654	0.83
						19,659	22,013	0.89
25,179	28,909	0.87	14,001	13,786	1.02	14,001	13,786	1.02
						25,179	28,909	0.87
						50,595	53,825	0.94
47,677	44,491	1.07	31,122	30,064	1.04	218,525	210,711	1.04
			20,607	20,000	1.03	160,333	156,156	1.03
			4,305	3,612	1.19	4,305	3,612	1.19
47,677	44,491	1.07				47,677	44,491	1.07
			810	852	0.95	810	852	0.95
			5,400	5,600	0.96	5,400	5,600	0.96
14,970	16,122	0.93	0	0	—	176,110	175,685	1.00
2,464	2,644	0.93				2,464	2,644	0.93
12,506	13,478	0.93				12,506	13,478	0.93
						74,525	73,780	1.01
						66,196	65,527	1.01
						20,419	20,256	1.01
33,224	38,692	0.86	19,348	24,452	0.79	52,572	63,144	0.83
			13,103	14,814	0.88	13,103	14,814	0.88
			4,674	7,688	0.61	4,674	7,688	0.61
			1,571	1,950	0.81	1,571	1,950	0.81
33,224	38,692	0.86				33,224	38,692	0.86
0	0	—	0	0	—	21,280	22,051	0.97
						21,280	22,051	0.97
122,943	130,304	0.94	293,130	223,315	1.31	1,159,254	1,170,868	0.99

10. 平成17年度都市・地域整備局

分野	下水道事業	都市公
○個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における緊急的・総合的浸水対策の推進 予算額 124,613 (前年度 120,399 1.04倍) ・下水道施設の機能高度化の推進 予算額 3,657 (前年度 3,619 1.01倍) ・地域再生に資する下水道事業の推進 予算額 74,305 (前年度 90,342 0.82倍) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の個性を活かしたとなる都市公園等の整備 予算額 51,082 ・避難地・防災拠点とな 予算額 44,429
予算額 1,061,976 (前年度 1,020,456 1.04倍)	予算額 210,929 (前年度 223,153 0.95倍)	予算額 98,759
○公平で安心な高齢化社会・少子化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弱者の多い中小市町村での雨水安全度の向上 予算額 12,587 (前年度 12,791 0.98倍) ・高齢者にとって快適な生活環境の整備に資する下水道事業の推進 予算額 18,733 (前年度 22,038 0.85倍) 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いていける身近な場の整備 予算額 1,893
予算額 65,470 (前年度 70,100 0.93倍)	予算額 32,209 (前年度 35,736 0.90倍)	予算額 1,893
○循環型社会の構築・地球環境問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・指定湖沼、三大湾、水道水源域等における下水道の普及促進 予算額 268,705 (前年度 277,015 0.97倍) ・下水汚泥の再資源化と広域的処理の推進 予算額 6,067 (前年度 6,018 1.01倍) ・合流式下水道の改善や高度処理実施等の水質保全対策の推進 予算額 132,367 (前年度 130,514 1.01倍) 	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策、ヒートアイランド生等のための公園緑地緑化の推進 予算額 14,970
予算額 433,436 (前年度 436,407 0.99倍)	予算額 407,139 (前年度 413,547 0.98倍)	予算額 14,970
○人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管きよを活用した光ファイバー網の整備促進 予算額 21,280 (前年度 22,051 0.97倍) 	
予算額 22,945 (前年度 26,789 0.86倍)	予算額 21,280 (前年度 22,051 0.97倍)	
【合計】 予算額 1,583,827 (前年度 1,553,752 1.02倍)	予算額 671,557 (前年度 694,487 0.97倍)	予算額 115,622

(注) 各分野には、主要な施策のみを計上している。

他に、土地区画整理事業資金融資において「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」に、国費 660百万円がある。

関係予算重点4分野別総括表

(単位：国費、百万円)

園事業	都市環境整備事業	街路事業・都市高速道路事業
<p>賑わい、交流の拠点と備 (前年度 58,403 0.87倍)</p> <p>る都市公園等の整備 (前年度 41,268 1.08倍)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり支援措置充実等による地域再生・都市再生の推進 予算額 214,131 (前年度 142,238 1.51倍) ・地域再生・都市再生の核となる交通結節点整備の推進 予算額 8,709 (前年度 10,539 0.83倍) ・密集市街地の解消等安全な市街地の形成 予算額 9,142 (前年度 9,748 0.94倍) ・良好な景観形成等に資する水環境整備の推進 予算額 29,393 (前年度 28,786 1.02倍) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生に資する道路整備 予算額 432,037 (前年度 441,801 0.98倍) ・都市高速道路 予算額 21,949 (前年度 23,034 0.95倍)
(前年度 102,894 0.96倍)	予算額 298,302 (前年度 229,574 1.30倍)	予算額 453,986 (前年度 464,835 0.98倍)
<p>所における都市公園等 (前年度 2,090 0.91倍)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間のバリアフリー化等 予算額 31,368 (前年度 32,274 0.97倍)
(前年度 2,090 0.91倍)		予算額 31,368 (前年度 32,274 0.97倍)
<p>ト現象の緩和、自然再の整備、緑地の保全、 (前年度 16,122 0.93倍)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生に資する事業の推進 予算額 5,215 (前年度 5,000 1.04倍) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市高速道路 予算額 6,112 (前年度 1,738 3.52倍)
(前年度 16,122 0.93倍)	予算額 5,215 (前年度 5,000 1.04倍)	予算額 6,112 (前年度 1,738 3.52倍)
		<ul style="list-style-type: none"> ・IT社会推進に向けた道路の情報化 予算額 680 (前年度 750 0.91倍) ・都市高速道路 予算額 985 (前年度 3,988 0.25倍)
(前年度 121,106 0.95倍)	予算額 303,517 (前年度 234,574 1.29倍)	予算額 1,665 (前年度 4,738 0.35倍)
	予算額 493,131 (前年度 503,585 0.98倍)	

II. 事業別予算概要

1. 下水道事業の推進

(1) 基本方針

戦略的・広域的かつ質の高い下水道の整備に重点化するとともに、地方の自主性・裁量性を拡大するものとし、平成17年度においては、以下の施策を重点的に実施する。

- ① 戦略的・広域的観点から質の高い下水道の整備を計画的に実施することとし、以下の事業を重点的に推進する。
 - ・公共用水域の水質の保全
 - ・安全・安心な社会の実現に向けた都市の浸水対策
 - ・下水道施設の機能高度化、資源エネルギーの創造
- ② 地方の自主性・裁量性を拡大する観点から、以下の事業を推進する。
 - ・トイレの水洗化など、居住性の改善を主目的とする事業については、新たな予算制度により、普及を促進

関 連 指 標	予算額 (単位:億円)		主 要 施 策	頁
	事業費	国 費		
下水道処理人口普及率	(0.81) 6,465	(0.83) 3,704	○良好な住環境の整備に資する下水道の普及促進	—
水道水源域における下水道処理人口普及率	(0.91) 974	(0.94) 506	○水道水源域における下水道の普及促進	—
床上浸水を緊急に解消すべき戸数	(1.03) 718	(1.03) 359	○浸水被害緊急改善下水道事業の拡充等による都市の浸水対策の推進	13
下水道による都市浸水対策達成率	(1.03) 2,498	(1.03) 1,244		
環境基準達成のための高度処理人口普及率	(0.97) 1,313	(1.01) 745	○高度処理共同負担事業の創設等による公共用水域の水質の保全	17
合流式下水道改善率	(1.01) 1,324	(1.01) 662	○合流式下水道の緊急的改善	18
下水汚泥リサイクル率	(1.02) 380	(1.01) 204	○下水汚泥の再資源化と広域的処理の推進	—

(注) 上記のほか、平成17年度には、内閣府に一括計上されている汚水処理施設整備交付金国費 30,000百万円がある。

(2) 下水道事業費予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
下水道事業費補助	1,380,296	749,053	1,523,623	823,099	0.91	0.91
下水道調査費等	834	3,279	1,040	5,994	0.80	0.55
小 計	1,381,130	752,332	1,524,663	829,093	0.91	0.91
都市水環境整備 事業費補助等	90,935	45,787	90,967	45,787	1.00	1.00
合 計	1,472,065	(828,119) 798,119	1,615,630	874,880	0.91	(0.95) 0.91

(注) 上段 () 書は、内閣府に一括計上されている污水处理施設整備交付金30,000百万円を含む額である。

(3) 主要事項

- ① 公共用水域の水質の保全
 - ・重要水域における普及促進
 - ・高度処理共同負担事業の創設等による高度処理の推進 (p. 17 参照)
 - ・合流式下水道の緊急的改善 (p. 18 参照)
- ② 安全・安心な社会の実現に向けた都市の浸水対策の推進
 - ・浸水被害緊急改善下水道事業の拡充 (p. 13 参照)
 - ・広域的な浸水対策の推進 (p. 13 参照)
- ③ 下水道施設の機能高度化、資源エネルギーの創造
 - ・施設の耐震化・耐水化
 - ・処理水・汚泥等の有効利用
- ④ 污水处理の普及
 - ・普及が後れている中小市町村の普及促進
 - ・污水处理施設整備交付金制度の創設 (p. 10 参照)

○ 流域下水道新規箇所

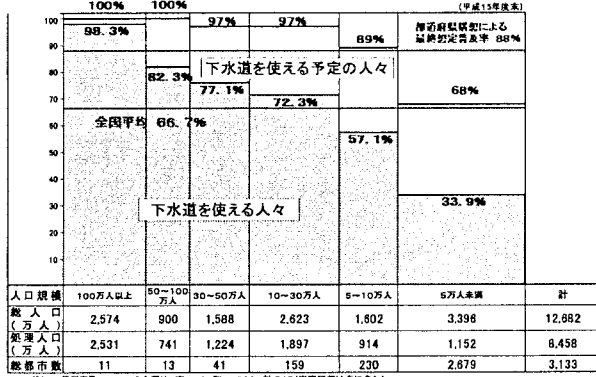
- しんかわせいぶ 新川西部 (愛知県) ・ 関係市町村：にしびわじまちょう 西枇杷島町、はるひちょう 春日町、きよすちょう 清洲町、
しんかわちょう 新川町 (4 町)
- ・計画面積 : 1,334 ha
 - ・計画人口 : 6万5千人
 - ・費用便益比 : 1.13

[参考]

下水道事業の効果

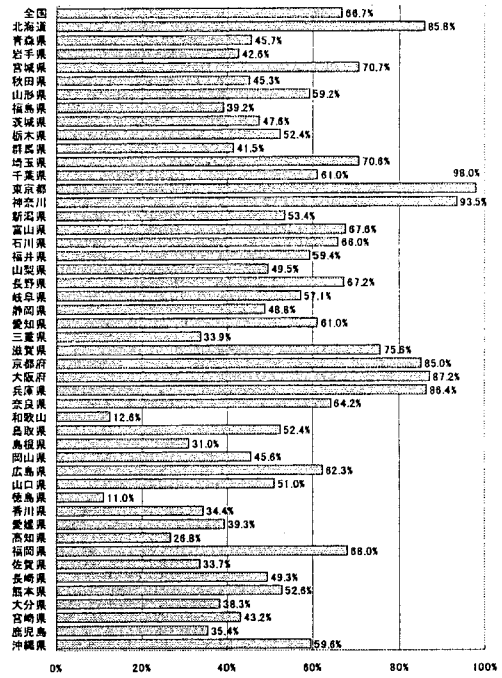
○下水道の普及促進

目的：衛生的で快適な生活を早期に実現
 整備状況：下水道処理人口普及率：66.7%(H15末)



都市規模別下水道処理人口普及率

都道府県別 下水道処理人口普及率(平成15年度末)



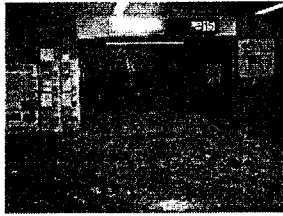
都道府県別下水道処理人口普及率

○浸水対策の推進

目的：降雨に対して安全な都市を実現
 整備状況：下水道による都市浸水対策達成率：51.2%(H15末)



H12 東海豪雨



H15 福岡豪雨



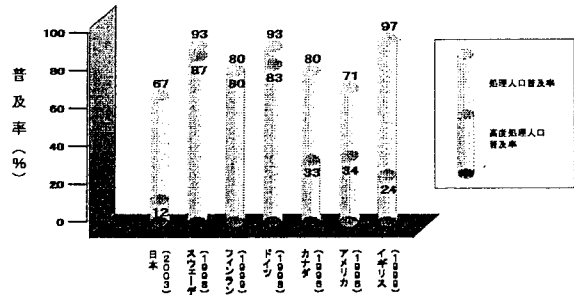
H16 都内集中豪雨

○高度処理の推進

目的：閉鎖性水域等の水環境を改善
 整備状況：環境基準達成のための高度処理人口普及率：12.2%(H15末)



赤潮の発生



立ち後れている日本の高度処理

2. 都市公園等事業の推進

(1) 基本方針

緑とオープンスペースの総合的・計画的確保

○ 「観光立国行動計画」や「美しい国づくり政策大綱」等への対応、良好な景観形成等を目的として整備された景観緑三法の的確な推進を図るため、既存制度とあわせ、同法で措置される各種制度の効果的な活用を含め、所要の施策の充実を図る。また、都市公園の整備、緑地保全事業及び民有緑地の公開に必要な施設整備等の一体的実施、道路・河川等との事業間連携等の取り組みにより、総合的・効率的・効果的に緑とオープンスペースの確保を推進する。

○ 少子高齢化社会に対応した身近な公園の整備、都市の防災性の向上に資する防災公園の整備、生物多様性の保全等に資する緑地の保全・創出、観光振興等地域活性化の拠点となる都市公園の整備等、我が国の都市の抱える課題の解決に資する事業に重点を置き事業を推進するとともに、社会資本整備重点計画に定められる目標等の達成を図る。

関 連 指 標	予算額(単位:億円)		主 要 施 策	頁
	事業費	国 費		
歩いていける範囲の都市公園の整備率	(0.90) 41	(0.91) 19	○歩いていける身近な場所における都市公園の整備	—
一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	(1.01) 1,103	(1.07) 477	○避難地・防災拠点等となる都市公園等の整備	12
生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地	(0.91) 351	(0.93) 150	○自然再生緑地整備事業	—
全国民に対する国営公園の利用者数の割合	(0.86) 332	(0.86) 332	○国営公園の計画的な整備及び適正な維持管理の推進	—
都市域における水と緑の公的空間確保量	(0.90) 750	(0.90) 304	○「緑の回廊構想」の推進等水と緑のネットワークの形成(緑地環境整備総合支援事業の拡充) ○観光振興拠点等となる都市公園の整備	19 —

(2) 都市公園等事業費予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
国 営 公 園	38,398	38,398	39,674	39,546	0.97	0.97
維 持 管 理	11,314	11,314	11,378	11,378	0.99	0.99
整 備	27,084	27,084	28,296	28,168	0.96	0.96
都 市 公 園						
事 業 費 補 助	194,437	78,771	209,644	84,339	0.93	0.93
古 都 及 緑 地 保 全	12,161	5,774	13,411	6,419	0.91	0.90
都 市 公 園 調 査 費 等	486	518	504	620	0.96	0.84
小 計	245,482	123,461	263,233	130,924	0.93	0.94
緑 地 環 境 整 備 総 合						
支 援 事 業 費 補 助	12,710	5,215	12,013	5,000	1.06	1.04
合 計	258,192	128,676	275,246	135,924	0.94	0.95

(3) 主要事項

- ① 「緑の回廊構想」の推進及び都市公園の整備、緑地保全事業及び民有緑地の公開に必要な施設整備などを一体的に支援する緑地環境整備総合支援事業の拡充 (p. 19 参照)
- ② 立体公園、借地公園等の活用による効率的・効果的な緑地確保の推進
- ③ 国営公園の計画的な整備及び適正な維持管理の推進
- ④ 国の定める政策課題への対応
 - 1) 防災公園の整備の推進 (p. 12 参照)
 - 2) 観光振興の拠点となる都市公園等の整備の推進

快適で個性豊かな地域づくりを図るため、地域の歴史的・文化的資源の活用等により地域の個性を活かした賑わい・交流の拠点となる都市公園や国家的イベントの会場となる都市公園、広域レクリエーションの拠点となる都市公園等の整備等を推進するとともに、「観光立国行動計画」等の推進を図るため、新たに景観重要建造物等と一体となった都市公園の整備を推進する。
 - 3) 自然再生緑地の整備の推進

環境への負荷が小さく持続可能な都市づくり、自然と共生する魅力的な都市の実現を図るため、都市における自然再生及び多様な生物の生息生育基盤の確保等、環境の向上に資する良好な緑地の整備を推進する。
- ⑤ 都市公園整備水準を踏まえた重点化等

都市公園整備の遅れている市町村に重点をおき、歩いていける身近な都市公園等の整備を着実に推進する。
- ⑥ 古都保存及び緑地保全の推進

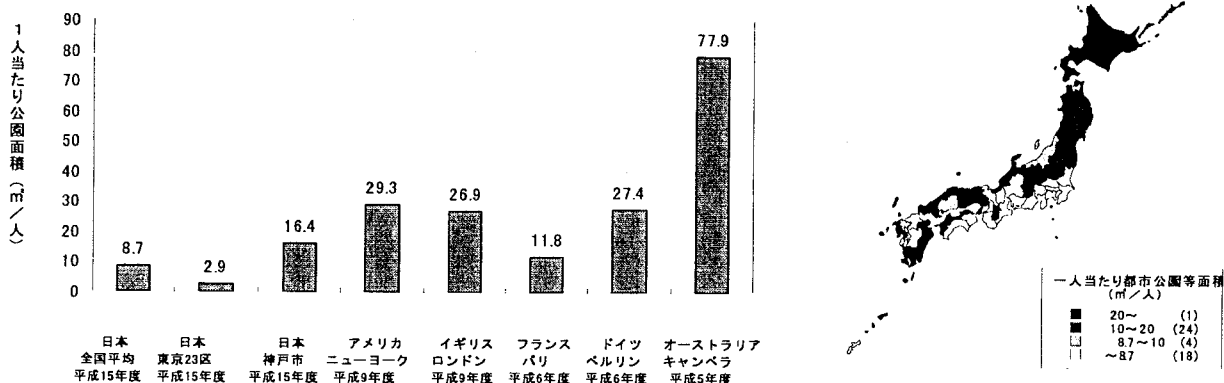
緑地環境整備総合支援事業も活用しつつ、古都保存事業及び緑地保全事業を推進し、特別緑地保全地区等地域制緑地の指定推進を図る。

[参 考]

○ゆとりとうるおいを実感できる公園ストックの確保

現況：1人当たり都市公園等面積 約8.7㎡ (H16.3.31現在) 都道府県別一人当たり都市公園等面積現況

各国の大都市における一人当たり公園面積

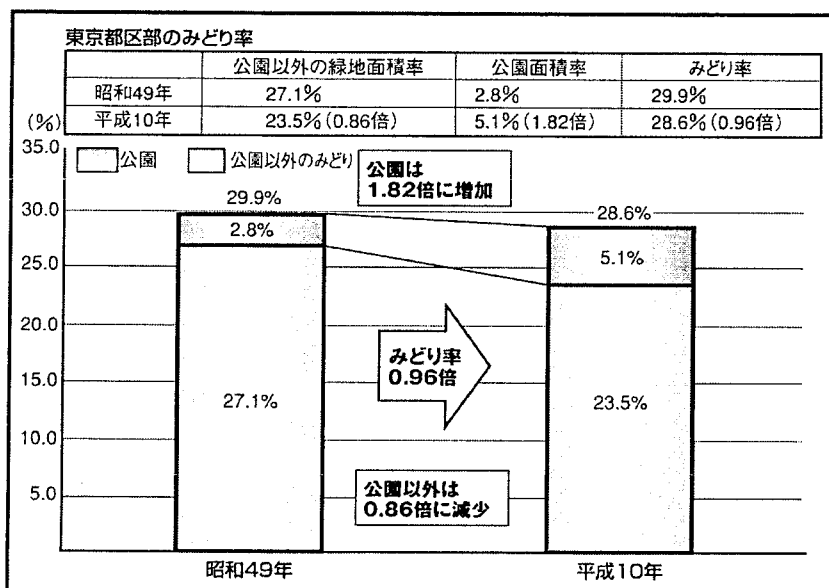


○緑地の保全、緑化推進のための法制度の適用 (H16.3.31現在)

地区名	指定地区数	面積 (ha)
歴史的風土特別保存地区	51	5,922.7
明日香村における第1種及び第2種歴史的風土保存地区	5	2,404.0
近郊緑地特別保全地区	26	3,441.5
特別緑地保全地区	312	1,721.0
市民緑地	109	74.4
認定緑化施設	14	5.0

○「緑の東京計画」におけるみどり率の推移

東京都区部においては、25年間で、河川等の水面等が含まれる「公園以外」については0.86倍に減少しているが、公園は1.82倍と大きく増加



みどり率：ある地域における、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹や、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合。緑被率に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたもの。

3. 街路事業の推進

(1) 基本方針

持続可能な経済・社会の構築と安全で安心な暮らしの実現を図るため、都市内の交通円滑化に資する放射・環状道路や、地域の個性を活かし魅力ある都市空間を形成・再生するための沿道市街地と一体となった街路の整備等について、効率的かつ機動的な事業の実施を図る。

平成17年度については、特に以下の分野について、重点的に取り組みを行う。

- ① 都市再生・地域再生に資する都市計画道路整備
- ② 連続立体交差事業を中心とした踏切対策の総合的推進
- ③ まちづくりの核を形成する交通結節点整備
- ④ 都市内公共交通機関の支援

(2) 街路事業費予算額

(単位：百万円)

区 分	17年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
街路	668,286	366,391	714,733	386,970	0.94	0.95
区画整理	205,028	114,430	220,879	123,112	0.93	0.93
再開発	39,927	22,008	41,820	22,828	0.95	0.96
街路交通調査	3,165	1,517	3,004	1,338	1.05	1.13
合計	916,406	504,346	980,436	534,248	0.93	0.94

(3) 主要事項

① 「成果」を意識した取り組み

成果志向の道路行政マネジメント実践の一環として、事業の成果を意識し、効果的かつ効率的な事業の実施を図る。

- ・ 事業完了箇所毎の事業効果の把握について、より徹底した取り組みを行うよう各事業実施主体に対して啓発を実施
- ・ 優秀な取り組み等について情報を共有し、次の事業へのフィードバックに活かすことを目的として、街路事業の年次報告を作成・公表

② 補助金の改革

市町村長の意見や地方公共団体の実務担当者の提案等を踏まえ、交付金制度を中心に、より使いやすく、かつ地域の活性化等に役立つものとなるよう、補助事業のさらなる改革を実施する。

- ・ 地方道路整備臨時交付金制度の運用改善 (p. 11 参照)
- ・ 交通量、計画幅員等の外形的な採択基準の廃止・見直し

③ 踏切対策の総合的推進

社会問題化している「開かずの踏切」等に対応するため、踏切道における立体交差化、構造改良(踏切拡幅、立体横断施設整備)等を重点的に推進することにより、踏切による交通渋滞、踏切事故、市街地分断の解消・緩和

を図る。

また、鉄道の立体化に併せて、周辺の市街地整備を推進する。

・踏切スムーズ総合事業（p. 16 参照）

④ 都市内の交通結節点の整備

都市再生・地域再生の核となる交通結節点において、公共交通機関の乗り継ぎ等利便性を向上させるため、歩行者空間の確保や駅前広場の整備等を図る「駅・まち一体改善事業」「交通結節点改善事業」等を重点的に推進する。

・駅まち協働事業の創設（p. 9 参照）

⑤ 公共交通機関への支援

公共交通機関の利用を促進し、都市内交通の円滑化や地球環境対策の推進を図るため、都市モノレール・新交通システム等の整備を進めるとともに、LRTやバス走行空間の改築等を積極的に推進する。

・LRTの整備の推進（p. 15 参照）

⑥ 全国都市交通特性調査の実施

今後の都市交通政策の基礎的な検討を行うため、街路交通調査において、全国の都市から約60都市を抽出し、交通手段分担や移動回数など、1日の人の動きを把握する「全国都市交通特性調査」を実施する。

（4）連続立体交差事業新規箇所

新規着工準備箇所（4箇所）

東武鉄道伊勢崎線・野田線（埼玉県春日部市）	〔費用便益比 2.0〕
近鉄名古屋線（三重県四日市市）	〔費用便益比 1.5〕
西鉄天神大牟田線（福岡県福岡市）	〔費用便益比 1.6〕
JR指宿枕崎線（鹿児島県鹿児島市）※施行者拡大対象事業	〔費用便益比 1.9〕

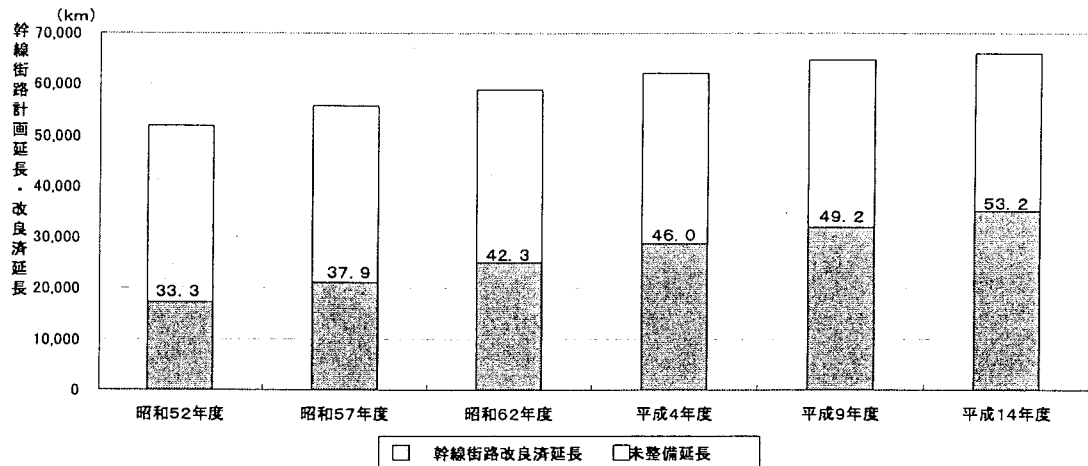
(参考)

○街路の整備状況

・都市計画幹線道路の整備延長

都市計画道路のうち、幹線街路の計画延長に対する改良済延長の割合(改良率)は、平成15年3月現在で53.2%である。

幹線街路の整備状況の推移



○街路の整備効果

・都市計画道路の整備による渋滞解消

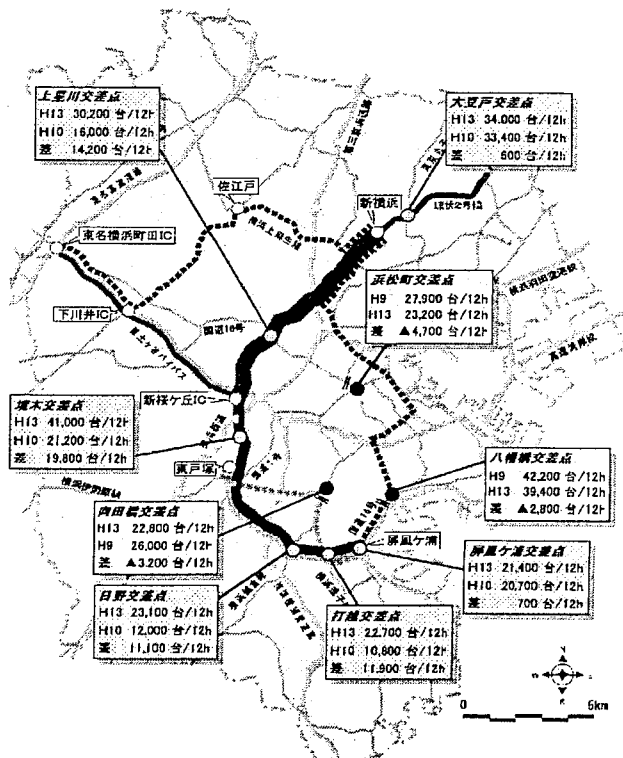
都市計画道路の整備を積極的に進め、都市内の交通渋滞を緩和することは、快適な市民生活と円滑な都市活動を確保するためには不可欠。物流の効率化、中心市街地の活性化等に対する効果も大きい。

(例) 環状2号線(横浜市)の整備効果

(平成13年3月供用)

- ・横浜市を環状方向に連絡する総延長24.5kmの幹線環状道路
- ・横浜市内では初めての幹線環状道路であり、都心部への通過交通量排除や郊外部の各地域間の連携強化など様々な役割を担う

	開通前	開通後
走行時間の短縮 屏風ヶ浦 →新横浜	約 54分	約 41分
東名横浜町田IC →新横浜	約 56分	約 32分



4. 市街地再開発事業の推進

(1) 基本方針

地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進して、地域を再生することが求められている。一方で、地権者が共同して土地の高度利用と都市機能更新を図る市街地再開発事業は、地域自らの創意工夫による地域再生への取り組みとして大いに期待されるが、近年の経済環境の低迷により、地方都市を中心に保留床の一括売却による事業資金の回収が困難化する例が見受けられる。

このような状況下で市街地再開発事業を着実に推進する方策としては、地権者が共同で市場ニーズに適合したビルに建替え、これを賃貸経営することで事業資金を回収する「賃貸運営型再開発事業」が有効である。

このため、平成17年度においては、保留床の一括売却益に頼らない「賃貸運営型再開発事業」を核とした、民間による持続的まちづくりを可能とする措置を講じることにより、市街地の再開発を着実かつ強力に推進する。

関 連 指 標	予算額(単位:億円)		主 要 施 策	頁
	事業費	国 費		
都市機能更新率 (建築物更新関係)	(0.97) 613	(0.95) 115	民間活力による都市機能の高度化に資する再開発等の推進	8

(2) 市街地再開発事業等予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
市街地再開発事業 一 般 会 計	77,636	14,816	85,801	16,932	0.90	0.88
道路整備特別会計 (都市開発資金融通特別会計)	39,927	22,008	41,820	22,828	0.95	0.96
市街地再開発事業等資金融資	5,406	1,350	5,854	1,350	0.92	1.00
合 計	122,969	38,174	133,475	41,110	0.92	0.93

- (注) 1. 一般会計の市街地再開発事業には、市街地再開発事業、先導型再開発緊急促進事業の合計額を計上。
2. 道路整備特別会計には、地方道路整備臨時交付金分(見込値)を含む。

(3) 主要事項

① 再開発会社施行による持続的なまちづくりを推進する無利子貸付制度の 拡充

- 1) 保留床取得資金貸付金の貸付対象者となる保留床管理法人の出資要件に、「施行者である再開発会社又は当該再開発会社の議決権を有する者が2分の1を超えて出資している法人、もしくはこれらの者と地方公共団体が合わせて2分の1を超えて出資している法人」を追加する。
- 2) 保留床取得資金貸付金の貸付対象者に「再開発会社」を追加する。また、施行者である再開発会社が、公募しても譲渡できなかった保留床を、当該会社が取得したものとみなすとともに、当該未処分保留床価格を保留床取得に要する費用とみなして、保留床取得資金貸付金の貸付対象とする。

② 再開発を核とした民間による持続的なまちづくりを推進するコーディネート支援等の拡充（都市再開発支援事業への再編・拡充）

- 1) 当該地区に密接に関連するまちづくりNPO、まちづくり公益法人及びまちづくり会社を、街区整備計画※の策定主体に追加する。
※ 地区の具体的な整備プログラム
- 2) 地区再生計画区域内又は都市再生緊急整備地域内において、5,000㎡以上の保留床を賃貸運営する保留床管理法人が施設建築物工事着工までの間に行う事業コーディネート※に要する費用を補助対象に追加する。
※ 施設詳細設計・計画に関する調整及び保留床価格設定に関する調整

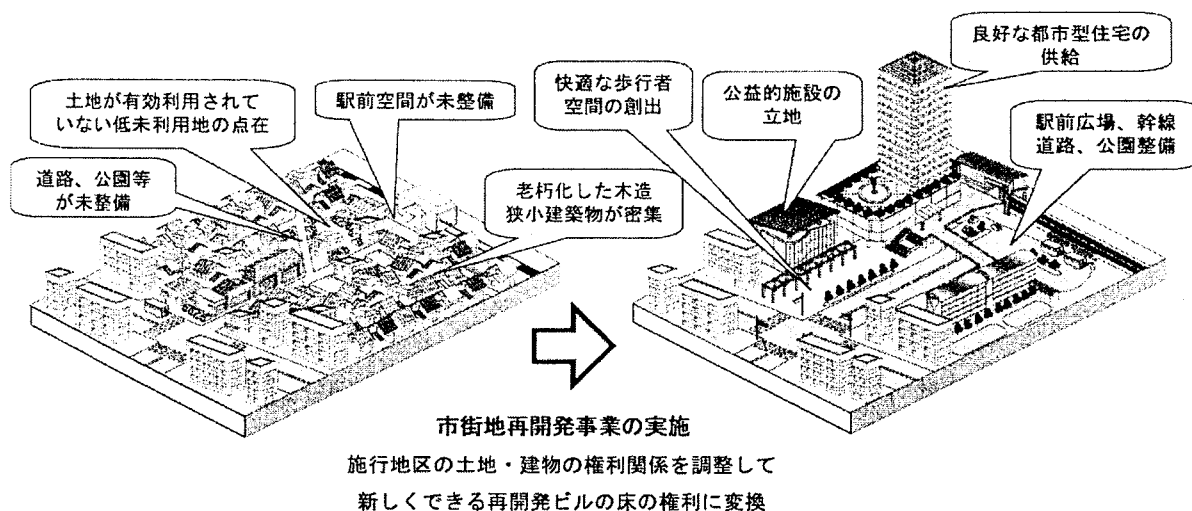
③ その他

非常災害時補助率（2／5）の適用期限を平成18年3月31日まで延長する。

〔参 考〕

○市街地再開発事業の仕組み

- ・敷地を共同化し、高度利用することにより駅前広場等の公共施設用地を生み出す。
- ・従前権利者の権利は原則として等価で再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）。
- ・高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し、事業費に充てる。



○市街地再開発事業の必要性

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区(平成16年3月末現在)

	箇所数	面積 (ha)
計画的な再開発が必要な市街地	300	155,830
特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	883	27,926

※ 都市再開発法第2条の3に基づく都市再開発方針に定められたものを集計

(参考1) 防災上危険な密集市街地の解消

地 域	特に大火の可能性の高い危険な密集市街地
全 国	約 8,000 ha
うち東京圏	約 2,000 ha
うち大阪圏	約 2,000 ha

出典：都市再生プロジェクト(第3次決定)

(参考2) 空洞化の進む中心市街地の活性化(平成16年3月末現在)

事業中地区数 (都市・地域整備局、住宅局 合計)	うち中心市街地活性化法(※)第6条に規定する基本計画に基づき実施されるもの
205地区(100%)	102地区(50%)

(※) 中心市街地活性化法：中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)

○市街地再開発事業の効果

- 都市構造の改善効果
 - ・土地の高度利用：容積率が平均約7倍(約87%⇒約571%)
 - ・道路等の公共施設の整備：整備率が平均約1.6倍(約23%⇒約38%)
 - ・都市型住宅の供給：1地区当たり約130戸
 - ・防災性の向上：不燃化率約26%⇒100%

※ 平成11年～15年度における都市・地域整備局、住宅局所管事業の完了地区の平均値より

5. 都市再生推進事業の推進

(1) 基本方針

現下の社会・経済の緊急課題（国際都市間競争力の強化、複数施策の連携、21世紀の都市を先導する都市整備、大都市圏問題等に起因する課題への対応等）に対応するため、大都市のリノベーションをはじめとする新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の戦略を受け、国が積極的に責任と役割を果たしつつ地方公共団体や民間等多様な主体の参画を得て、戦略的に都市整備を進めるための事業を推進する。

関 連 指 標	予算額(単位:億円)		主 要 施 策	頁
	事業費	国 費		
都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量	(1.00) 14	(1.00) 7	既成市街地の再生・再構築に資する都市再生区画整理事業	8
地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合	(0.97) 17	(0.95) 8	都市防災総合推進事業の拡充	14

(2) 都市再生推進事業予算額

(単位:百万円)

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市再生推進事業	45,336	30,953	37,514	20,009	1.21	1.55

(注) 道路整備特別会計を含む。

(3) 主要事項

① 都市再生区画整理事業の拡充

民間のノウハウや資力・信用等を活用するため、事業主体に区画整理会社(仮称)を追加するとともに、既成市街地整備を推進するため、地区要件のうち、計画に関する要件に、都市再生整備計画を追加する。

② 都市再生交通拠点整備事業の拡充

・ 駅・まち協働事業の創設 (p. 9 参照)

③ 都市防災総合推進事業の施行地区要件等の拡充 (p. 14 参照)

④ まち再生総合支援事業(まると)の創設 (p. 5 参照)

6. 土地区画整理事業の推進

(1) 基本方針

地域再生・都市再生に資する土地区画整理事業について、既成市街地へのシフト、民間による事業展開等を図りつつ、推進する。

①既成市街地へのシフト

我が国の都市は拡散型の都市構造となる一方、臨海部や都心部等で低未利用地が発生している。人口増加も頭打ちとなる中で、既成市街地を再生しつつコンパクトな市街地に改編していくことが必要である。

このため、事業展開の重点について、従来の新市街地の整備から、既成市街地の再生にシフトしていく。特に、20世紀の負の遺産の代表である密集市街地の防災性を向上する事業、各都市に共通の課題となっている中心市街地を活性化する事業を推進する。

②民間による事業展開

既成市街地の事業について、民間のノウハウ等をより一層活用するとともに、民間の動向や意向に対応して事業を推進する。

③停滞している組合事業の再生

近年の宅地需要や地価の低迷に伴い、経営困難になっている組合も見られることから、事業の見直しの早期実施を促進する。

④美しい景観の形成

景観法が平成16年6月に公布され、また、電線類地中化に係る「無電柱化推進計画」が平成16年4月に策定されており、これらに対応して道路と一体となった高質な沿道空間の形成を推進する。

関 連 指 標	予算額(単位:億円)		主 要 施 策	頁
	事業費	国 費		
都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量	(1.00) 14	(1.00) 7	既成市街地の再生・再構築に資する都市再生区画整理事業	8

(2) 土地区画整理事業等予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
(一般会計)						
都市再生推進事業						
都市再生区画整理	7,224	3,216	8,254	3,675	0.88	0.88
先導的都市整備	435	145	621	207	0.70	0.70
都市開発事業調査	25	25	25	25	1.00	1.00
小 計	7,684	3,386	8,900	3,907	0.86	0.87
(道路整備特別会計)						
土地区画整理事業	205,028	114,430	220,879	123,112	0.93	0.93
土地区画整理事業調査	812	292	870	311	0.93	0.94
小 計	205,840	114,722	221,749	123,423	0.93	0.93
都市再生推進事業	4,400	2,200	4,400	2,200	1.00	1.00
(都市開発資金融通特別会計)						
土地区画整理事業資金融資	13,640	660	16,396	660	0.83	1.00
合 計	227,164	118,768	247,045	127,990	0.92	0.93

(注) 1. 道路整備特別会計には、地方道路整備臨時交付金分(見込値)を含む。

2. 合計には、都市再生推進事業は含まない。

(3) 主要事項

① 既成市街地へのシフト

- ・ 都市再生区画整理事業において既成市街地整備を推進するため、地区要件のうち、計画に関する要件に都市再生整備計画を追加する。
- ・ 既成市街地における貸付対象の地区要件を、「住居系用途地域又は市町村の都市計画の方針等で住宅供給が位置づけられた商業系用途地域等」から「住居系用途地域、商業系用途地域又は工業系用途地域」に拡充する。

② 民間による事業展開

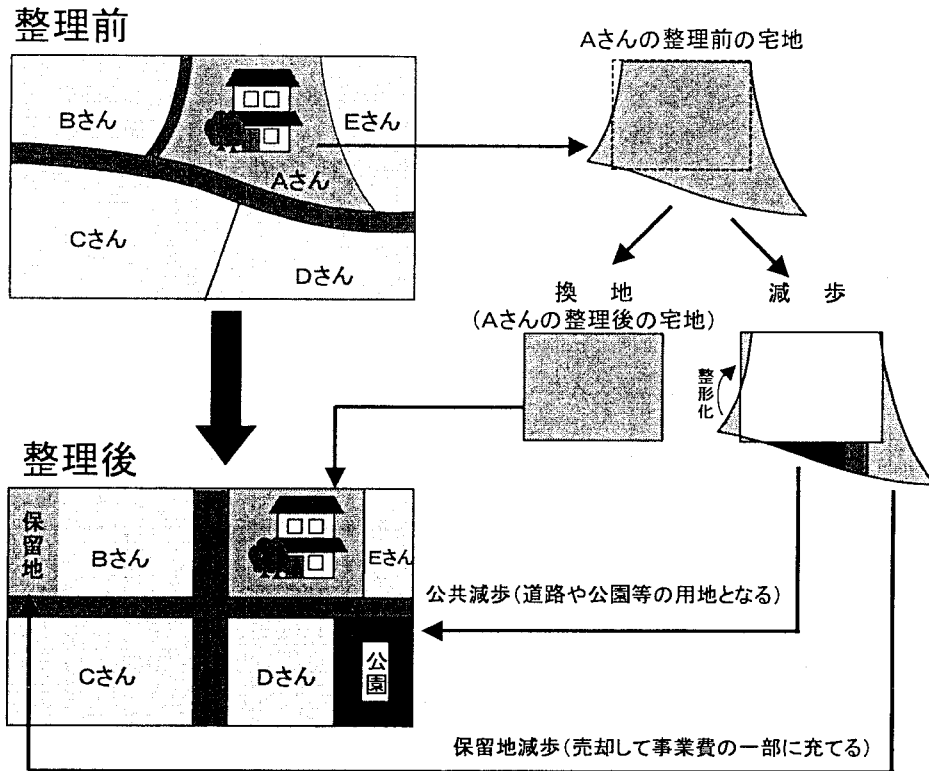
- ・ 地権者が民間事業者と共同で出資する区画整理会社(仮称、以下同じ)を施行者に追加し、この会社を都市再生区画整理事業等の補助及び無利子貸付の対象に追加する。
- ・ 区画整理会社が公募しても譲渡できなかった保留地を、当該会社が取得したものとみなすとともに、当該未処分保留地価格を保留地取得に要する費用とみなして、貸付対象とする。

③ 停滞している組合事業の再生

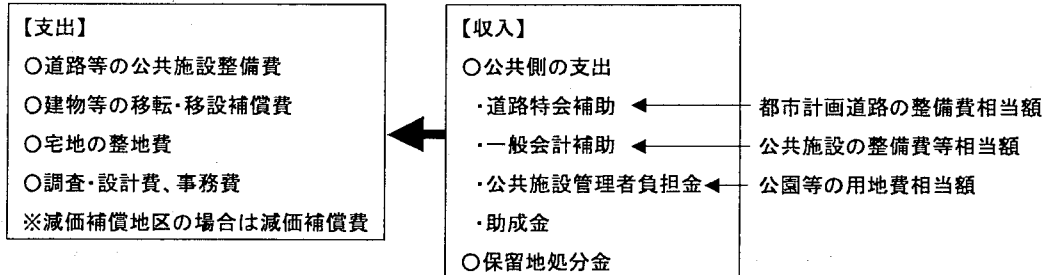
- ・ 事業計画が抜本的に見直された場合、無利子貸付の償還期限を延長する。
- ・ 地方公共団体又は区画整理会社が事業を引き継ぐ場合に、引き継いだ後の事業に要する費用を新たな施行者に対して貸し付けられるよう、貸付対象を拡充する。

(参考)

○土地区画整理事業のしくみ



資金構成



地権者は減歩により都市計画道路や公園等の用地を負担します。一方で国庫補助により投入される都市計画道路等の用地費に相当する資金は、宅地の整地費等に充当され、地権者に還元されます。

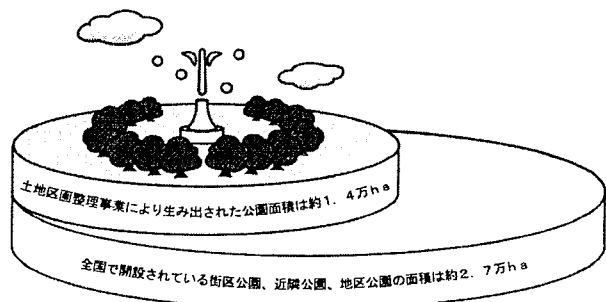
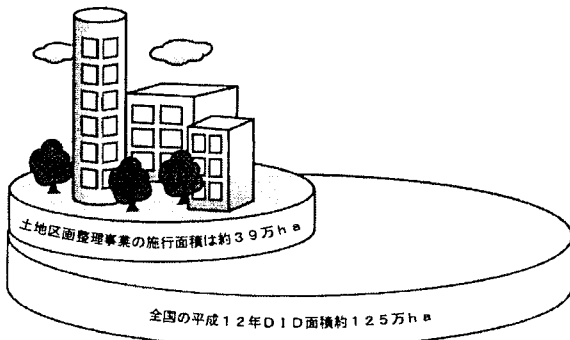
○土地区画整理事業の実績 (平成16年3月31日現在)

(1) 着工市街地面積

土地区画整理事業の施行面積は、全国で約39万ha。
 (うち完了約33万ha、実施中約6万ha)
 これは、東京23区面積の約6倍、全国DID面積の約1/3に相当する。

(2) 整備公園面積

土地区画整理事業により生み出された公園面積は約1.4万ha。
 これは、山手線内の面積の約2倍、全国で開設されている
 街区公園、近隣公園、地区公園の約50%に相当する。



7. 民間都市開発推進機構

(1) 基本方針

良好な市街地の形成と都市機能の維持・増進を図るため、民間の資金とノウハウを活用しつつ、民間事業者が行う都市開発プロジェクトに対し、低利資金の供給など民間都市開発推進機構の業務による支援を行い、その推進を図る。

なお土地取得・譲渡業務については、現行法の取得期限である平成17年3月をもって新規取得を終了する。

(2) 民間都市開発推進機構予算額

(単位：百万円)

区 分	17年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市再生推進事業	20,500	19,500	7,500	6,500	2.73	3.00
事業促進支援基金事業	4,000	3,000	4,000	3,000	1.00	1.00
民間都市再生基金事業	500	500	3,500	3,500	0.14	0.14
まち再生総合支援事業	16,000	16,000	—	—	皆増	皆増
都市開発資金						
民間都市開発推進機構融資	7,920	3,400	8,378	3,400	0.95	1.00
参加業務分	4,220	2,500	3,878	2,500	1.09	1.00
PFI分	100	100	100	100	1.00	1.00
都市再生支援業務分	3,600	800	4,400	800	0.82	1.00
合 計	28,420	22,900	15,878	9,900	1.79	2.31

(注) この他に、民間都市開発推進機構補給金938百万円(前年度1,252百万円)がある。

(3) 主要事項

○まち再生総合支援事業(まるごと)の創設 (p. 5参照)

8. 独立行政法人都市再生機構

(1) 基本方針

平成16年7月に、都市再生に民間を誘導する事業を実施する「独立行政法人都市再生機構」が設立された。平成17年度については、中期計画等に基づいて、民間投資を誘発し都市再生に資する事業に重点化するとともに、ニュータウン業務等の経過措置業務の早期終了のため同業務に係る特別勘定を設置した上で、財政融資資金の繰上償還を行う。

(2) 独立行政法人都市再生機構予算額（都市・地域整備局所管分）

（単位：百万円）

区 分	17 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都 市 機 能 更 新	64,182	300	77,425	500	0.83	0.60
防 災 環 境 軸 整 備	1,900	1,900	1,600	1,600	1.19	1.19
土 地 有 効 利 用	47,787	3,000	68,680	3,000	0.70	1.00
防 災 公 園 街 区	11,881	3,500	19,928	4,000	0.60	0.88
宅 地 供 給 推 進	27,995	400	17,268	200	1.62	2.00
合 計	153,745	9,100	184,901	9,300	0.83	0.98

- (注) 1. 都市機能更新は、住宅局所管分を含む。
 2. 防災環境軸整備、土地有効利用、防災公園街区は住宅局との共管である。
 3. 宅地供給推進は、地方都市分を計上している。
 4. この他に補給金81百万円（前年度110百万円）がある。

(3) 主要事項

① 都市・居住環境整備推進出資金（宅地供給推進型）の拡充

ニュータウン事業の区域内において、社会福祉施設等の用地を機構が定期借地により供給する場合には、当該貸付土地を出資金の充当対象とする。

② ニュータウン業務等の早期終了と財政融資資金の繰上償還

機構設立時の資産評価の結果を踏まえ、自助努力による経営改善への取組みを前提に、ニュータウン業務等の経過措置業務に関し特別勘定を設置した上で、土地の早期処分により得られた資金等を活用して財政融資資金の繰上償還（補償金免除）を行う。

9. 首都高速道路公団・阪神高速道路公団

(1) 基本方針

道路関係四公団は、平成17年10月を目標に廃止し、民営化する(首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社等6社と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)。このため、平成16年6月に成立した民営化関係四法に従い、会社及び機構の設立手続、公団の資産評価、権利義務の承継等の所要の準備を進める。

出口ETCの整備に合わせて利用しやすい料金体系とすることにより利用促進を図るとともに、事業区分見直しや出資率の嵩上げなどにより、採算性を確保しつつ都市高速道路の着実な整備を図る。

- 利用しやすい料金体系に向けた取組み
 - ・平成20年度を目標とする対距離料金制への移行に向けた料金社会実験の実施
 - ・回数券の廃止に伴う利用金額等に応じた割引の導入
- 事業区分の見直しや出資率嵩上げなどによる都市高速道路の採算性確保
 - ・環境に配慮した地下構造物等を有する路線に対する公的助成措置(出資率25%→35%)の対象路線を拡大

(2) 都市高速道路公団予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
首都高速道路公団	147,767	18,750	174,472	18,800	0.85	1.00
阪神高速道路公団	96,032	13,050	114,937	11,800	0.84	1.11
合 計	243,799	31,800	289,409	30,600	0.84	1.04

(注) 本表の前年度は認可予算としている。

10. 独立行政法人奄美群島振興開発基金

(1) 基本方針

独立行政法人奄美群島振興開発基金は、国、地方公共団体と並ぶ奄美群島振興開発事業を推進する主体の一部として保証及び出融資業務を一元的に行い、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完又は奨励し、諸産業の育成・振興を図る役割を果たしている。

奄美群島の振興開発に資する事業者に対して、低コストの資金により、円滑な資金供給を行うことで業務を効果的かつ安定的に推進し、地域産業の育成支援を通じて、奄美群島の自立的発展を目指すこととしている。

(2) 独立行政法人奄美群島振興開発基金予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事業規模	財政投融資	事業規模	財政投融資	事業規模	財政投融資
貸 付	2,500	100	2,500	100	1.00	1.00
債務保証基金繰入	200	200	200	200	1.00	1.00
(外 保証計画)	(4,500)		(5,000)			
合 計	2,700	300	2,700	300	1.00	1.00

11. 都市整備に係る融資（都市開発資金貸付制度）

（1）基本方針

都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体及び土地開発公社等に対し、公共施設や都市開発のための用地の先行取得資金を貸付けるとともに、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進のため、市街地再開発組合及び土地区画整理組合等に事業の施行等に必要な資金を貸付ける。

また、独立行政法人都市再生機構による面的整備事業に要する費用や（財）民間都市開発推進機構の業務に要する費用について無利子資金を貸付ける。

（2）都市開発資金予算額

（単位：百万円）

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
用地先行取得資金融資	4,300	0	6,000	0	0.72	—
市街地再開発事業等 資 金 融 資	(5,728) 2,864	1,450	(6,054) 3,027	1,450	(0.95) 0.95	1.00
土地区画整理事業資金融資	(13,640) 6,820	660	(16,396) 8,198	660	(0.83) 0.83	1.00
都 市 再 生 機 構 事 業 資 金 融 資	545	545	545	545	1.00	1.00
特定公共用地等先行取得 資 金 融 資	500	0	500	0	1.00	—
民間都市開発推進資金融資	8,554	4,034	9,152	4,174	0.93	0.97
合 計	(33,267) 23,583	6,689	(38,647) 27,422	6,829	(0.86) 0.86	0.98

（注）上段（ ）書きは、地方公共団体負担分を含んだ計数である。

（3）主要事項

- ①市街地再開発事業等資金融資の拡充（p. 56参照）
- ②土地区画整理事業資金融資の拡充（p. 60参照）
- ③民間都市開発推進資金融資の拡充（p. 6参照）

Ⅲ. 事業別予算額

1. 平成17年度都市環境整備事業費（市街地整備・道路環境整備・都市水環境整備）予算額

（単位：百万円）

区 分	17年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
市街地再開発事業	93,401	32,842	114,094	38,073	0.82	0.86
都市・地域整備局	40,936	13,687	46,801	15,642	0.87	0.88
住宅局	52,465	19,155	67,293	22,431	0.78	0.85
先導型再開発緊急促進事業	95,900	3,129	109,300	3,467	0.88	0.90
都市・地域整備局	36,700	1,129	39,000	1,290	0.94	0.88
住宅局	59,200	2,000	70,300	2,177	0.84	0.92
都市再生推進事業	46,659	30,753	40,482	20,363	1.15	1.51
都市・地域整備局	40,936	28,753	33,114	17,809	1.24	1.61
住宅局	5,723	2,000	7,368	2,554	0.78	0.78
・都市再生総合整備事業	14,665	8,413	20,457	12,554	0.72	0.67
都市・地域整備局	10,271	6,856	15,798	10,903	0.65	0.63
住宅局	4,394	1,557	4,659	1,651	0.94	0.94
・都市再生区画整理事業	7,224	3,216	8,254	3,675	0.88	0.88
・都市再生交通拠点整備事業	4,713	1,571	5,850	1,950	0.81	0.81
・先導的都市整備事業	2,333	743	4,150	1,332	0.56	0.56
都市・地域整備局	1,004	300	1,441	429	0.70	0.70
住宅局	1,329	443	2,709	903	0.49	0.49
・都市防災総合推進事業	1,724	810	1,771	852	0.97	0.95
・まち再生総合支援事業	16,000	16,000	—	—	皆増	皆増
まちづくり交付金	485,000	193,000	329,500	133,000	1.47	1.45
都市開発事業調査	460	460	474	474	0.97	0.97
都市開発資金	(1,234)		(824)			
都市・地域整備局	18,748	5,150	21,232	5,150	0.88	1.00
住宅局	18,326	4,950	20,932	4,950	0.88	1.00
土地・水資源局	322	100	200	100	1.61	1.00
土地・水資源局	100	100	100	100	1.00	1.00
独立行政法人都市再生機構	155,245	10,600	165,607	10,600	0.94	1.00
民間都市開発推進機構	31,056	938	31,128	1,252	1.00	0.75
都市水環境整備事業等	103,645	50,238	102,980	49,909	1.01	1.01
都市水環境整備	90,935	45,023	90,967	44,909	1.00	1.00
緑地環境整備	12,710	5,215	12,013	5,000	1.06	1.04
都市再生推進事業（道路特会）	6,000	3,000	6,000	3,000	1.00	1.00
都市・地域整備局	4,400	2,200	4,400	2,200	1.00	1.00
住宅局	1,600	800	1,600	800	1.00	1.00
補助率差額	—	764	—	888	—	0.86
合 計	1,034,880	330,874	919,973	266,176	1.12	1.24

- (注) 1. 都市開発資金の上段〈 〉書は、都市公園事業と重複計上のため、集計は差し引いて計上している。
2. 独立行政法人都市再生機構には、都市機能更新事業、土地有効利用事業、防災公園街区整備事業、防災環境軸整備事業、宅地供給推進事業の合計額を計上しており、また住宅局、土地・水資源局所管分を含む。
3. 都市水環境整備には、下水道関連公共施設整備促進事業分（下水道関連特定治水施設整備事業）事業費 31,985百万円（前年度 33,289百万円）、国費 15,630百万円（前年度 16,123百万円）を含む。
4. 補助率差額は、都市水環境整備事業分 764百万円（前年度 878百万円）（都市水環境整備下水道事業分 1百万円（前年度 1百万円）、下水道関連公共施設整備促進事業分 763百万円（前年度 877百万円））である。
なお、前年度には、まちづくり総合支援事業分 10百万円を含む。
5. 本表のほか、NTT-B事業償還時補助として、前年度予算額（国費） 2,970百万円（市街地整備事業分）がある。

2. 平成17年度下水道事業費予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事業費	国 費
下水道事業費補助	(2,114,799) 1,380,296	[0] 749,053	(2,225,323) 1,523,623	[26,400] 823,099	(0.95) 0.91	[0.00] 0.91
＜うち統合補助＞	< 206,005 >	< 102,499 >	< 240,940 >	< 119,871 >	< 0.86 >	< 0.86 >
公共下水道	(756,295) 532,740	[0] 309,229	(862,604) 643,358	[26,400] 360,577	(0.88) 0.83	[0.00] 0.86
公共下水道 特別の地方債の 償還額	(756,295) 532,740	[0] 269,720	(862,604) 643,358	[26,400] 301,268	(0.88) 0.83	[0.00] 0.90
流域下水道	(146,172) 133,634	70,700	(200,304) 185,778	98,446	(0.73) 0.72	0.72
都市下水路	(6,315) 6,315	2,526	(7,415) 7,415	2,966	(0.85) 0.85	0.85
水質改善下水道	(376,967) 263,726	140,721	(335,610) 255,384	139,307	(1.12) 1.03	1.01
浸水対策下水道	(557,760) 274,032	137,200	(524,794) 266,129	133,190	(1.06) 1.03	1.03
機能高度化下水道	(271,290) 169,849	88,677	(294,596) 165,559	88,613	(0.92) 1.03	1.00
下水道事業調査費	(834) 834	834	(863) 863	863	(0.97) 0.97	0.97
流域総合下水道 計画調査費補助	(0) 0	0	(177) 177	59	(0.00) 0.00	0.00
特別の地方債に 対する利子の補助	—	734	—	1,268	—	0.58
補助率差額	—	1,711	—	3,804	—	0.45
小 計	(2,115,633) 1,381,130	[0] 752,332	(2,226,323) 1,524,663	[26,400] 829,093	(0.95) 0.91	[0.00] 0.91
都市水環境整備事業費補助	(166,859) 90,935	45,023	(165,253) 90,967	44,909	(1.01) 1.00	1.00
都市水環境 整備下水道事業	(134,874) 58,950	29,393	(131,964) 57,678	28,786	(1.02) 1.02	1.02
下水道関連公共 施設整備促進事業	(31,985) 31,985	15,630	(33,289) 33,289	16,123	(0.96) 0.96	0.97
補助率差額	—	764	—	878	—	0.87
合 計	(2,282,492) 1,472,065	< 828,119 > [0] 798,119	(2,391,616) 1,615,630	[26,400] 874,880	(0.95) 0.91	< 0.95 > [0.00] 0.91

- (注) 1. 事業費欄上段 () 書は、地方単独費を含む総事業費である。
 2. 国費欄上段 [] 外書は、国庫補助金の分割交付に伴う翌年度以降の交付額である。
 3. 合計額の上段 < > 書は、内閣府に一括計上されている汚水処理施設整備交付金 国費 30,000百万円を含む額である。
 4. 本表のほか、NTT-B事業償還時補助として、前年度予算額(国費) 74,972百万円がある。

3. 平成17年度都市公園等事業費予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
国 営 公 園	38,398	38,398	39,674	39,546	0.97	0.97
維持管理	11,314	11,314	11,378	11,378	0.99	0.99
整備	27,084	27,084	28,296	28,168	0.96	0.96
都市公園事業調査費	486	486	504	504	0.96	0.96
都市公園事業費補助	194,437	78,771	209,644	84,339	0.93	0.93
個別補助	143,778	57,298	155,704	61,508	0.92	0.93
統合補助	50,659	21,473	53,940	22,831	0.94	0.94
補助率差額	—	32	—	116	—	0.28
古都及び緑地保全	12,161	5,774	13,411	6,419	0.91	0.90
小 計	245,482	123,461	263,233	130,924	0.93	0.94
緑地環境整備総合 支援事業費補助	12,710	5,215	12,013	5,000	1.06	1.04
合 計	258,192	128,676	275,246	135,924	0.94	0.95
N T T - A 型	0	0	120	40	—	—
総 計	258,192	128,676	275,366	135,964	0.94	0.95

- (注) 1. 本表のほかに、防災公園街区整備事業に係る独立行政法人都市再生機構への出資金 3,500百万円（前年度 4,000百万円）が都市環境整備事業に計上されている。
2. 都市公園事業費補助の事業費には、防災緑地に係る都市開発資金による用地取得費 1,234百万円（前年度 824百万円）を含む。
3. 本表のほかに、17年度（国費）には、改革推進公共投資事業償還金 1,491百万円（前年度 4,001百万円）がある。
4. 国営公園の整備の前年度（事業費）には、特定公園施設の整備費 128百万円を含む。

4. 平成17年度街路事業費予算額

(単位：百万円)

区 分	17年度 (A)		前年度 (B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
街 路 事 業	668,286	366,391	714,733	386,970	0.94	0.95
交 通 円 滑 化	182,960	103,493	199,352	112,675	0.92	0.92
地 域 連 携 推 進	176,000	98,759	193,570	108,389	0.91	0.91
連 続 立 体 交 差	169,410	90,727	170,196	87,896	1.00	1.03
交 通 結 節 点 改 善	44,044	23,034	46,914	23,457	0.94	0.98
公 共 交 通 機 関 支 援	29,636	15,062	35,710	18,025	0.83	0.84
踏 切 除 却 ・ 改 良	58,288	31,222	60,257	32,013	0.97	0.98
市 街 地 環 境 改 善	3,958	2,099	4,474	2,385	0.88	0.88
電 線 共 同 溝 整 備	3,990	1,995	4,260	2,130	0.94	0.94
土 地 区 画 整 理 事 業	205,028	114,430	220,879	123,112	0.93	0.93
地 域 連 携 推 進	28,067	16,077	33,544	19,216	0.84	0.84
市 街 地 環 境 改 善	176,961	98,353	187,335	103,896	0.94	0.95
市 街 地 再 開 発 事 業 等	39,927	22,008	41,820	22,828	0.95	0.96
街 路 交 通 調 査	3,165	1,517	3,004	1,338	1.05	1.13
道 路 調 査 費	693	693	505	505	1.37	1.37
交 通 調 査 費 補 助	2,472	824	2,499	833	0.99	0.99
小 計	916,406	504,346	980,436	534,248	0.93	0.94
都 市 再 生 事 業 資 金 貸 付 金	400	200	2,000	1,000	0.20	0.20
N T T - A 型	0	0	1,024	512	—	—
合 計	916,806	504,546	983,460	535,760	0.93	0.94

- (注) 1. 各区分の計数には、地方道路整備臨時交付金分（見込値）を含む。
 2. 街路事業の電線共同溝整備には、区分（電線共同溝整備）のほかに、新設・改築に伴って道路改築等で行う整備分がある。
 3. 本表のほかに、結節点環境改善（事業費 5,110百万円（前年度 4,532百万円）、国費2,555百万円（前年度 2,266百万円））がある。
 4. 本表のほかに、NTT-B事業償還時補助として、前年度予算額（国費）25,785百万円がある。

5. 平成17年度特定地域振興対策関係予算額

(単位：百万円)

区 分	17 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
< 離 島 振 興 >	175,438	109,821	197,760	121,948	0.89	0.90
治 水 ・ 治 山	17,815	9,061	21,661	10,739	0.82	0.84
・治 水	8,038	4,084	10,338	5,058	0.78	0.81
・治 山	3,488	1,845	3,553	1,873	0.98	0.99
・海 岸	6,290	3,132	7,769	3,808	0.81	0.82
道 路	42,383	24,340	46,570	26,694	0.91	0.91
港 湾 空 港 鉄 道 等	30,600	22,309	35,701	25,723	0.86	0.87
・港 湾	25,995	18,439	28,098	19,260	0.93	0.96
・空 港	4,605	3,870	7,602	6,463	0.61	0.60
都 市 環 境 整 備	80	31	80	44		
下 水 道 水 道 廃 棄 物 処 理 等	15,778	7,838	17,888	8,730	0.88	0.90
・下 水 道	8,160	4,180	8,634	4,400	0.95	0.95
・簡 易 水 道	4,854	2,427	5,686	2,843	0.85	0.85
・廃 棄 物 処 理	2,402	1,063	3,328	1,367	0.72	0.78
・都 市 公 園	362	168	240	120	1.51	1.40
農 業 農 村 整 備	13,703	8,646	15,988	9,759	0.86	0.89
森 林 水 産 基 盤 整 備	54,608	37,326	59,388	39,986	0.92	0.93
・森 林 整 備	4,121	1,843	4,679	2,138	0.88	0.86
・水 産 基 盤 整 備	50,487	35,483	54,709	37,848	0.92	0.94
小 計 (公共事業)	174,967	109,551	197,275	121,675	0.89	0.90
離 島 体 験 滞 在 交 流 促 進 事 業	404	202	425	213	0.95	0.95
離 島 振 興 対 策 調 査 費 等	68	68	60	60	1.13	1.13
小 計	472	270	485	273	0.97	0.99
< 奄 美 振 興 >	47,926	34,180	50,180	35,591	0.96	0.96
治 水 ・ 治 山	3,676	2,229	3,751	2,215	0.98	1.01
・治 水	2,488	1,527	2,517	1,513	0.99	1.01
・治 山	415	261	439	278	0.94	0.94
・海 岸	773	441	795	424	0.97	1.04
道 路	11,126	7,557	12,777	8,723	0.87	0.87
港 湾 空 港 鉄 道 等	8,594	7,488	9,914	8,554	0.87	0.88
・港 湾	8,435	7,352	9,230	7,943	0.91	0.93
・空 港	159	136	684	611	0.23	0.22
都 市 環 境 整 備	300	150	420	210	0.71	0.71
下 水 道 水 道 廃 棄 物 処 理 等	2,936	1,487	2,512	1,269	1.17	1.17
・下 水 道	1,357	702	1,416	721	0.96	0.97
・簡 易 水 道	988	494	740	370	1.34	1.34
・廃 棄 物 処 理	591	291	246	123	2.40	2.37
・都 市 公 園	0	0	110	55	—	—
農 業 農 村 整 備	16,582	12,326	15,756	11,351	1.05	1.09
森 林 水 産 基 盤 整 備	3,766	2,460	4,036	2,775	0.93	0.89
・森 林 整 備	1,435	664	1,513	737	0.95	0.90
・水 産 基 盤 整 備	2,331	1,796	2,523	2,038	0.92	0.88
小 計 (公共事業)	46,980	33,697	49,165	35,097	0.96	0.96
奄 美 群 島 振 興 開 発 調 査 等	170	118	164	113	1.04	1.05
奄 美 群 島 産 業 振 興 等 事 業 費	584	268	653	282	0.89	0.95
奄 美 農 業 創 出 支 援 事 業 費	193	96	199	99	0.97	0.97
小 計	947	483	1,015	494	0.93	0.98
< 小 笠 原 振 興 >	2,810	1,691	2,916	1,771	0.96	0.96
小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 事 業 費 補 助	2,537	1,501	2,642	1,580	0.96	0.95
小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 費 補 助 金 等	273	190	274	191	1.00	1.00
< 豪 雪 対 策 >	321	186	323	188	0.99	0.99
< 半 島 振 興 >	77	77	74	74	1.05	1.05
合 計	226,573	145,955	251,253	159,571	0.90	0.91

(注) 1. 離島振興及び奄美振興については、一般公共事業の国土交通省一括計上分並びに行政経費である。
 2. 百万円未満の計数を四捨五入しているため、合計が一致しないところがある。

6. 平成17年度都市開発資金予算額

(単位：百万円)

区 分	予 算 額			財 源 内 訳					
				一般会計より受入		財投資金		自己資金等	
	17年度 (A=C+E+G)	前年度 (B=D+F+H)	倍率 (A/B)	17年度 (C)	前年度 (D)	17年度 (E)	前年度 (F)	17年度 (G)	前年度 (H)
用地先行取得資金融資	4,300	6,000	0.72	0	0	4,300	4,500	0	1,500
都市施設用地	4,300	6,000	0.72	0	0	4,300	4,500	0	1,500
都市機能更新用地	0	0	—	0	0	0	0	0	0
市街地再開発事業等資金融資	(5,728) 2,864	(6,054) 3,027	(0.95) 0.95	1,450	1,450	0	0	1,414	1,577
土地区画整理事業資金融資	(13,640) 6,820	(16,396) 8,198	(0.83) 0.83	660	660	0	0	6,160	7,538
都市再生機構事業資金融資	545	545	1.00	545	545	0	0	0	0
特定公共用地等先行取得資金融資	500	500	1.00	0	0	500	500	0	0
民間都市開発推進資金	8,554	9,152	0.93	4,034	4,174	0	0	4,520	4,978
都市開発資金貸付金計	(33,267) 23,583	(38,647) 27,422	(0.86) 0.86	6,689	6,829	4,800	5,000	12,094	15,593
都市開発資金特別貸付金 (NTT-A)	0	40	—	0	0	0	0	0	40
支払利子等	44,679	57,629	0.78	0	0	0	0	44,679	57,629
再 計	68,262	85,091	0.80	6,689	6,829	4,800	5,000	56,773	73,262

(注) 上段()書きは、地方公共団体負担分を含んだ計数である。

7. 平成17年度行政経費予算額

(単位:百万円)

区 分	17 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
住宅・社会資本整備の効率的な推進に必要な経費	443	443	444	444	1.00	1.00
地域の実情に応じた開発許可規準の制定を可能とするための検討調査経費(新規)	16	16	0	0	皆増	皆増
良好な景観形成の推進のための支援経費(新規)	20	20	0	0	皆増	皆増
歴史的風土保存推進経費	128	128	117	117	1.10	1.10
等						
大都市圏の整備の推進に必要な経費	524	524	540	540	0.97	0.97
文化・学術・研究拠点整備推進に関する経費	82	82	64	64	1.29	1.29
大都市圏計画の策定・管理及び推進等に要する経費	283	283	171	171	1.65	1.65
等						
地方定住構想の推進等に必要な経費	1,860	1,137	1,855	1,094	1.00	1.04
地域活性化の支援措置に要する経費	173	173	145	145	1.19	1.19
都市と農山漁村の一体的な整備の推進に要する経費	204	204	181	181	1.13	1.13
離島地域の振興に必要な経費	65	65	57	57	1.14	1.14
都市地方連携推進に要する経費	1,086	363	1,143	382	0.95	0.95
等						
防災のための集団移転促進事業に必要な経費	677	508	59	45	11.43	11.39
豪雪地帯対策特別事業に必要な経費	270	135	270	135	1.00	1.00
小笠原諸島の振興開発に必要な経費	229	146	229	146	1.00	1.00
小笠原諸島振興開発事業に必要な経費	2,537	1,501	2,642	1,580	0.96	0.95
離島振興特別事業に必要な経費	404	202	425	213	0.95	0.95
奄美群島の振興開発に必要な経費	165	114	159	108	1.04	1.05
奄美群島の産業振興等に必要な経費	584	268	653	282	0.89	0.95
奄美群島園芸振興に必要な経費	193	96	199	99	0.97	0.97
その他(国土交通本省一般行政に必要な経費 等)	661	661	794	794	0.83	0.83
合 計	8,546	5,734	8,269	5,479	1.03	1.05

【参 考】地方整備局(建政部)関係

新たな都市計画制度の活用並びに普及・啓発に要する経費等	36	36	36	36	1.00	1.00
-----------------------------	----	----	----	----	------	------

- (注) 1. 特定地域振興対策分を含む。
2. 計数は各々四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)